

**要望意見の整理において「B」(担当省庁において検討し、
担当省庁から計画案文の提出を求めるもの)とされたものに対する対応(案)**

※ 本資料にあつては、基本的に、各省庁において個別に検討した計画案文や検討結果を記載しているものである。したがって、「検討結果」欄に、「関係省庁」欄に記載された省庁以外の省庁に関する記載があっても、当該記載について、他省庁と協議を行っていないものもある。

第1 損害回復・経済的支援等への取組

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
19	【弁護士に対する被害者支援に関する研修】 弁護士に対する被害者支援に関する研修が必要である。刑事弁護に従事することが多い弁護士に対しても、被害者の心情に配慮するなど被害者支援に関する専門性を身に付けてほしい。また、多くの犯罪被害者等は、その心情、特に処罰感情が峻烈であるほど、弁護士に対して、自分達の声を率直に、ありのままを法廷に伝えてもらいたいと感じているところである。被害者の声なき声に耳を傾け、真摯にその声を拾い上げ、丁寧に法廷に伝えてもらえるよう、被害者代理人の弁護士にも相当な心得が必要である。	法務省	【計文案文】 日本司法支援センターにおいて、弁護士会等の関係機関と連携して、同センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関する法制度、弁護士会において行われている被害者支援に関する研修等について、情報交換や協議の場を設ける。
20	【弁護士等に対する各種制度の周知等】 弁護士に対して法テラスが、被害者参加制度及び損害賠償命令制度の趣旨を周知するとともに、被害者に二次被害を与えないような指導・研修を徹底してほしい。	法務省	【計文案文】 日本司法支援センターにおいて、弁護士会等の関係機関と連携して、同センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関する法制度、弁護士会において行われている被害者支援に関する研修等について、情報交換や協議の場を設ける。
23	【被害者に対する情報提供の充実】 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することを可能とする制度、刑事和解、損害賠償命令制度等は、特に被害者に知られていない。被害者が十分な情報を得て、自らの意思で選択することができるよう、被害者が利用可能な制度等について100%情報提供がなされる仕組みを作るべきである。	警察庁	【計文案文】 ・ 損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。 ・ 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実させ、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努める。 ・ 警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配付している外国語版の「被害者の手引」について、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布に努める。 ・ 警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努める。また、法務省において、警察庁、法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖実施機関等で司法解剖後の臓器等が中・長期に保管される場合があることに関して、遺族の理解と協力が得られるよう、さらに、適切な説明等が行われるよう対応に努めるほか、警察庁及び法務省において、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対し、死者の臓器を適切に返還するための手続等を定める。 ・ 警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、捜査状況等の情報を提供するよう努める。また、犯罪被害者等の支援の必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携を図る。 ・ 警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。 ・ 警察において、全国統一の相談専用電話「#9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮する。また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進する。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
			このほか、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求や損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を実施するとともに、死亡事故等の一定の交通事故事件の被害者等から、当該交通事故等を起こした加害者に対する意見の聴取等の期日等や行政処分の結果についての問合せがあった場合に、行政処分担当課等から回答するなど、適切な対応に努める。 ・ 警察において、指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者等に対する支援に必要となる知識等についての研修、教育等の充実に努める。 ・ 警察庁において、情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援策が確実に実施されるよう、各都道府県警察を指導するとともに、好事例を勧奨する。 ・ 警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等に役立つ制度、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による犯罪被害者等支援策の紹介を含め、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配付を更に徹底するとともに、それらの情報をウェブサイトにおいても紹介する。 ・ 警察において、現行の「性犯罪110番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように一層努める。 ・ 警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行う。 ・ 外務省において、海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合、当該犯罪被害者等の要請に応じて、在外公館（大使館、総領事館）を通じ、現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報の提供を行うとともに、その他関連情報についても、当該犯罪被害者等からの要請に応じ、可能な範囲で提供するように努める。 また、警察において外務省と連携し、海外における犯罪の被害者に関する情報の収集に努めるとともに、日本国内の遺族等や帰国する被害者等に対する支援に努める。
		法務省	【計画案文】 ・ 法務省において、受刑中の者が作業報奨金を犯罪被害者等に対する損害賠償に充当することを可能とする制度を十分に運用するため、引き続き受刑者に対する制度の周知に努める。 ・ 法務省において、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実させ、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努める。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
24	【受刑者作業報奨金の損害賠償への充当】 受刑者の作業報奨金を損害賠償に優先的に充当する制度的な担保が必要である。複数の被害者の損害賠償請求権が競合し、これに対する加害者の資力が不足するケースでは、もっとも経済的に不利な状況に置かれた被害者に対して、優先的に作業報奨金の支払がなされることが望ましい。	法務省	【検討結果】 要望を反映することは困難。 (理由) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に優先的に充当する制度を創設することは、現行の作業報奨金の支給の目的(作業に対する報酬、釈放後の当座の生活資金等)に関わる問題であり、慎重な検討が必要であることから、新たな計画に盛り込むことは困難であるが、受刑中の者が作業報奨金を犯罪被害者等に対する損害賠償に充当することを可能とする制度を十分に運用するため、引き続き受刑者に対する制度の周知を図ってまいりたい。
32	【反社会的勢力による自動車損害保険への加入】 反社会的勢力に対しても、被害者救済の観点から、自動車保険の加入を認めるべきである。反社会的勢力を保険に加入させないとすると、交通事故があったとき、被害者が救済されず、理不尽である。	金融庁	【計画案文】 金融庁において、被害者に直接保険金等が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払が適切に行われるように、「保険会社向けの総合的な監督指針」(平成17年8月12日策定)等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢について検証し、保険会社側に問題があると認められる業務・運営については、適切な対応を行う。 なお、平成26年6月4日、監督指針の改正を行い、反社会的勢力への対応について、被害者救済の観点を含め個々の取引状況を考慮するよう求めている。
33	【警察官に対する犯罪被害給付制度の研修等】 警察官に対して、犯罪被害給付制度を周知徹底するための研修を実施してほしい。	警察庁	【計画案文】 警察庁において、仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の運用改善、関係職員への同制度の周知徹底、犯罪被害者等への同制度の教示等に関して都道府県警察を指導するとともに、早期の犯罪被害者等給付金の支給に努める。
34	【犯罪被害給付制度の手続の簡素化等】 支給手続を簡素化・迅速化してほしい。犯罪被害者等給付金の裁定に関して、その結果の理由を詳細に説明してほしい。	警察庁	【計画案文】 警察庁において、仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の運用改善、関係職員への同制度の周知徹底、犯罪被害者等への同制度の教示等に関して都道府県警察を指導するとともに、早期の犯罪被害者等給付金の支給に努める。
35	【犯罪被害給付制度の運用改善等】 償還払いではなく、前払いや受領委任払いなど被害者の負担にならない運用に改善してほしい。	警察庁	【計画案文】 警察庁において、仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の運用改善、関係職員への同制度の周知徹底、犯罪被害者等への同制度の教示等に関して都道府県警察を指導するとともに、早期の犯罪被害者等給付金の支給に努める。
42	【犯罪被害者等給付金の不支給要件の見直し】 DV、児童虐待など家庭内での犯罪は少なくない。例えば、親がその配偶者に殺された遺児、親族からの暴力で後遺障害が残った場合等にもスムーズに犯罪被害者等給付金が支給されるようにすべきである。	警察庁	【計画案文】 警察庁において、仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の運用改善、関係職員への同制度の周知徹底、犯罪被害者等への同制度の教示等に関して都道府県警察を指導するとともに、早期の犯罪被害者等給付金の支給に努める。
48	【国外での被害者に対する経済的支援の充実】 国外における被害者に対する経済的支援を充実してほしい。「海外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律案」が検討されているが、この法案が成立・施行された場合には、当該制度について、国外犯罪被害者や関係機関に周知してほしい。また、支給額について犯罪被害者等給付金と差が生じる場合には、その拡充について検討してほしい。	内閣府 (犯被) 警察庁 外務省	【計画案文】 外務省において、海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合、当該犯罪被害者等の要請に応じて、在外公館(大使館、総領事館)を通じ、現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報の提供を行うとともに、その他関連情報についても、当該犯罪被害者等からの要請に応じ、可能な範囲で提供するよう努める。 また、警察において外務省と連携し、海外における犯罪の被害者に関する情報の収集に努めるとともに、日本国内の遺族等や帰国する被害者等に対する支援に努める。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
51	【カウンセリング費用の公費負担等】 心理療法・カウンセリング費用の公費負担を実現してほしい。警察に届け出ていない被害者にも適用できる制度を新たに作ってほしい。これらについて、上限なしの実費を公費で負担し、被害者の帰責性は問わない。	警察庁	【計画案文】 ・ 警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症等の経費費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。 ・ 「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」において取りまとめられた「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」を踏まえ、警察庁において、各都道府県警察に対し、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう指導する。 また、同報告書を踏まえ、警察庁及び都道府県警察において、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図るとともに、同制度の周知に努める。
52	【性暴力被害者に係るカウンセリングの担い手】 性暴力被害者に係るカウンセリング費用の公費負担における制度設計に当たっては、担い手の資格という観点からではなく、性暴力被害者支援に関する十分な知識・経験を重視してほしい。	警察庁	【計画案文】 ・ 「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」において取りまとめられた「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」を踏まえ、警察庁において、各都道府県警察に対し、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう指導する。 また、同報告書を踏まえ、警察庁及び都道府県警察において、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図るとともに、同制度の周知に努める。 ・ 警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、臨床心理士資格等を有する部内カウンセラーの活用や、警察によるカウンセリング費用の公費負担制度の運用が効果的なものになるよう、都道府県警察を指導する。 ・ 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。 ・ 内閣府及び警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、同団体が行う研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般（必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等）をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。 ・ 警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を含む専門的な研修、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図る。
56	【見舞金制度等に関するガイドラインの作成】 被害者に対する見舞金制度の内容にあっては、各地でばらつきがある。最終的には、各地方公共団体の判断に委ねられるものの、見舞金制度の基本的な骨格について、国としてガイドラインを作成し、全国に配布・周知徹底してほしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 内閣府において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請するとともに、これらの制度を導入している地方公共団体を犯罪被害者白書に記載する。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
57	【地方公共団体による見舞金制度等の導入促進】 見舞金等の支給制度、生活資金等の貸付制度、立替支援金制度、公営住宅の優先入居制度、生活に必要な現物支給制度の導入について、地方公共団体に対する要請を徹底してほしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 ・ 内閣府において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や資金等の貸付制度の導入について要請するとともに、これらの制度を導入している地方公共団体を犯罪被害者白書に記載する。 ・ 犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において、居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされるよう、内閣府において、地方公共団体に対して啓発・情報提供を行う。
		国交省	【計画案文】 国土交通省において、地方公共団体が犯罪被害者等に対する公営住宅への優先入居等について、地域の実情等を踏まえ、その推進を図るための取組を実施する。
58	【生活保護制度における犯罪被害者等給付金の収入認定除外の統一的取扱い】 被害後、生活保護を受けていたが、犯罪被害者等給付金は収入除外とされていないとの市側の説明を受け、生活保護が停止となった。担当の裁量で変わると聞き、この種取扱いを改善してほしい。	厚労省	【検討結果】 生活保護制度における犯罪被害者等給付金の取扱いについては、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく犯罪被害者等給付金に係る生活保護における取扱いについて」(平成24年3月30日付け社援保発0330第3号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)により、「当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」を収入として認定せず、その超える額を収入として認定している。また、同通知において、「当該世帯の自立更生のために当てられる額」の基準の判断に当たっては、犯罪被害者等の特別な事情に配慮し、一律・機械的な取扱いとならないよう留意することとしており、既に対応済みの要望であることから、第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)には反映しない。
61	【司法解剖後の遺体搬送費等の措置】 各都道府県警察において、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費を措置することを推進してほしい。これと併せて、遺体の取扱いについては死者の尊厳に十分配慮し、遺族の精神的負担を増すことがないよう最大限の配慮を示す必要がある。縫合の痕跡、損傷箇所修復など死者の尊厳を回復するような措置を十分取り、遺族の心情に配慮を示すことが重要である。	警察庁	【計画案文】 ・ 犯罪被害給付制度とは別に、各都道府県警察において、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費を措置する制度を積極的に推進する。 ・ 警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努める。また、法務省において、警察庁及び法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖実施機関等で司法解剖後の臓器等が中・長期に保管される場合があることに関して、遺族の理解と協力が得られるよう、さらに、適切な説明等が行われるよう対応に努めるほか、警察庁及び法務省において、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対し、死者の臓器を適切に返還するための手続等を定める。
		法務省	【計画案文】 法務省において、関係機関と連携し、検視及び司法解剖に関し、遺族に対する適切な説明及び配慮に努める。
62	【医療保険の円滑な利用の確保】 犯罪被害(交通事故を含む)であっても、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等がなくても医療保険が使えることを全国の医療機関に対して周知徹底すべきである。使えないと説明をした医療機関に対しては、罰則を設けるべきである。いまだに、窓口で「使えません」と言い切る医療機関が後を絶たないのが実情である。指導が全くもって徹底されていない。	厚労省	【検討結果】 要望事項に関して、「犯罪被害や自動車事故等による傷病の保険給付の取扱いについて」(平成23年8月9日付け第3号保国発0809第2号保高発0809第3号厚生労働省保険局保険課長・保険局国民健康保険課長・保険局高齢者医療課長通知)、「犯罪被害による傷病の保険給付の取扱いについて」(平成26年3月31日付け保保発0331第1号保国発0331第2号保高発0331第12号厚生労働省保険局保険課長・保険局国民健康保険課長・保険局高齢者医療課長通知)で、医師会、各制度の保険者、地方厚生局等に対し損害賠償制約書等を持参しなかった犯罪被害者であっても医療保険が使える旨を周知する通知を発出し、注意喚起を図ったところである。 仮に保険診療の実施を拒まれる事例があれば、地方厚生局から当該医療機関に対して適切な指導を行うことにより、犯罪被害者の医療保険利用の利便性を確保することとしているため、第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)には反映しない。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
63	【公営住宅への優先入居等】 市区町村に犯罪被害者等基本法16条に基づく運用状況について照会しても、条例等が整備されていないため、被害者に対する優先入居は認められていない状況にある。国・県として、犯罪被害者等基本法16条に関連する法令の整備状況を調査の上、法令整備を進めてほしい。基本計画において、「公営住宅への優先入居」を「行政の責務」として明記してほしい。 また、自宅で事件が発生した場合等のために、宿泊場所の提供等を盛り込んでほしい。その際にも、被害者の意思を尊重し、できる限り柔軟に対応できるようにすることを要望する。	(前段) 内閣府 (犯被) (前段) 国交省 (後段) 警察庁	【計画案文】 犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において、居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされるよう、内閣府において、地方公共団体に対して啓発・情報提供を行う。 【計画案文】 国土交通省において、地方公共団体が犯罪被害者等に対する公営住宅への優先入居等について、地域の実情等を踏まえ、その推進を図るための取組を実施する。 【計画案文】 警察庁において、自宅が犯罪行為の現場になり、自宅が破壊されるなど、居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を都道府県警察に補助するほか、これらの施策が犯罪被害者等の負担軽減に効果的なものとなるよう、都道府県警察を指導する。
70	【中期的な居住場所確保における民間施設の活用】 中期的な居住場所に民間のステップハウス機能を持つシェルターを加えてほしい。被害者支援・回復には、中長期的な関わりが必須である。支援の経験と実績(回復のためのプログラム、法的支援、就労、地域生活への移行支援等)のある民間の施設の活用により、途切れることのない支援の実行が可能となる。	厚労省	【計画案文】 婦人相談所による一時保護が終了した後のDV被害等女性の自立支援について、DV被害者等自立生活援助モデル事業を通じ、その取組の効果等を検証する。
71	【現状回復経費等の公費負担】 屋内で発生した殺人事件など悲惨な現場の原状回復経費、司法による現場保存等に伴い使用できない期間の賃借料及び転居経費等についての救済措置を講じてもらいたい。	警察庁	【計画案文】 警察庁において、自宅が犯罪行為の現場になり、自宅が破壊されるなど、居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を都道府県警察に補助するほか、これらの施策が犯罪被害者等の負担軽減に効果的なものとなるよう、都道府県警察を指導する。
72	【公費による生活支援】 事件発生後の危機介入から回復に至るまで、例えば、住宅が見つかるまでのホテル代、移動に必要なタクシー代等を公費で支払ってほしい。被害者遺族だけでなく付添支援者にも適用してほしい。	警察庁	【計画案文】 警察庁において、自宅が犯罪行為の現場になり、自宅が破壊されるなど、居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を都道府県警察に補助するほか、これらの施策が犯罪被害者等の負担軽減に効果的なものとなるよう、都道府県警察を指導する。
73	【トライアル雇用事業の父子家庭への適用等】 「母子家庭の母等に対するトライアル雇用事業の適正運用」について、父子家庭にも必要であり、男女に関係なく「片親家庭」とするべきである。また、職場復帰の推進とともに、休職中のメンタルヘルス不調者を対象とした復職支援策の「リワーク」プログラムを被害者にも適用できるように法制化してほしい。	厚労省	【計画案文】 母子家庭の母等及び父子家庭の父に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
74	【ハローワーク職員に対する研修】 ハローワークでの雇用保険の基本手当の認定日に、被害者参加制度による裁判参加や裁判傍聴が重なると、職員から裁判参加等の証明書提出を求められるが、これは二次被害である。ハローワーク職員の理解・研修等を強化してほしい。	厚労省	【検討結果】 雇用保険の失業給付(基本手当)は、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない失業状態にある場合に支給されるものである。このため、労働の意思及び能力の確認は適正に行うことが必要であり、失業の認定のため4週間に1度、ハローワークに来所しなければならないとされている。ただし、天災その他やむを得ない理由のためにハローワークに来所できない場合は、来所することができなかった理由を記載した証明書を提出することによって失業認定を受けることができることとされている。証明書提出は、制度の適正運営の観点から必要であり、この取扱いを見直すことは困難。
76	【被害回復のための休暇制度の周知啓発等】 被害回復のための休暇制度について、事業主等の理解の増進を図るため、また、広く周知啓発を行うため、計画的に具体的な施策を展開してほしい。毎年、各事業所等への啓発活動及び労働基準監督署等による実態調査を行ってほしい。被害回復のための休暇制度を導入している事業体があれば、厚生労働省のHPで紹介するなどして更なる啓発を行う。	厚労省	【計画案文】 被害回復のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において、アンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレットや厚生労働省ホームページ等により、経済団体や労働団体を始め事業主や被雇用者等に対して、犯罪被害者等の置かれている状況などについて周知・啓発を図る。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止の取組

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
79	【被害者に精通した精神科医の育成等】 PTSD等の被害者の精神症状に精通した精神科医の育成とともに、医療機関間のネットワークを整備してほしい。	厚労省	【計画案文】 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に実施し、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する知識の普及・啓発を推進する。
80	【休職・復職に係る判断基準の設定等】 被害者の休職・復職の際の産業医等による判断について、実態に即した判断基準を設ける。産業医や労災認定に係る医療従事者に対するPTSDに関する研修を充実する。	厚労省	【計画案文】 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に実施し、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する知識の普及・啓発を推進する。
81	【PTSDの診断・治療に係る体制の地域格差の解消】 PTSDの診断・治療を行う精神科医・心療内科医の地域間の偏在を解消してほしい。また、PTSDに専門的に対応するため、地域の拠点となる医療機関を指定し、これを周知徹底してほしい。	厚労省	【計画案文】 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に実施し、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を推進する。また、研修終了者名簿を作成し、都道府県・指定都市等の行政機関へ配布し、相談体制の充実を図っている。
82	【あらゆる後遺症に対するPTSDと同様の対応】 PTSDを含めたあらゆる後遺症に対して、PTSDと同様の対応（「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等、PTSD治療の可能な医療機関についての情報提供、犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進、PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大）とし、その予算化を確実に実施してほしい。	厚労省	【計画案文】 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に実施し、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を推進する。また、研修終了者名簿を作成し、都道府県・指定都市等の行政機関へ配布し、相談体制の充実を図っている。
		文科省	【計画案文】 文部科学省において、医学部関係者が参加する各種会議での要請や「医学教育モデル・コア・カリキュラム」（※）等を通じて、医学部においてPTSD等の精神的被害に関する知識・技能及び犯罪被害者等への理解を深める教育を推進する。
83	【適切な医療機関に関する情報提供等】 PTSDを始め被害者の個別具体的な症状に応じて、適切な医療が受けられるよう、医療機関に関する情報提供に努めてほしい。また、PTSD治療は障害者自立支援医療費（精神通院医療）の支給対象となるので、自立支援医療費のパンフレットにその旨明記し、適切な利用につなげてほしい。PTSDの治療方法として認知行動療法があり、これを自立支援医療費で行っている医療機関がある。カウンセリング以外の治療法も選択できることを周知してほしい。	厚労省	【計画案文】 【医療機関に関する情報提供について】 厚生労働省において、病院等の医療機関の医療機能に関する情報を住民・患者に対して提供する制度を医療機能情報提供制度として運用している。この制度においては、PTSD等の各疾病の治療に対応可能な医療機関を検索することが可能となっており、引き続き制度の周知に努める。 【PTSD治療に係る自立支援医療制度の利用について】 厚生労働省において、PTSD治療（保険診療に限る。）が障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に基づく自立支援医療（精神通院医療）の対象となることについて、自立支援医療制度の実施主体である都道府県等に対し改めて周知し、啓発を行う。
84	【保健・福祉専門職教育カリキュラムにおける犯罪被害者支援項目の創設又は追加】 社会福祉士・精神保健福祉士・保健師の専門教育課程の教科書等に犯罪被害者等支援について追記し、犯罪被害者等支援への理解を促すことで、生活支援専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師その他の準ずる専門職）の犯罪被害者に対する見識を向上させてほしい。	文科省	【検討結果】 反映せず。 理由：社会福祉士・精神保健福祉士・保健師の専門教育課程において、どのような教科書等の教材を使用するかは、各大学の判断において行われるため。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
		厚労省	【検討結果】 国家資格である保健・福祉専門職の教育課程は、保健指導や相談援助を業とする有資格者として求められる資質や役割に基づき設定しているものであることから、特定の事項を直ちに教育カリキュラムに追加することは困難である。
86	【交通事故による後遺障害者に対する支援の充実等】 脳外傷による高次脳機能障害及び脳脊髄液減少症を重大な後遺症として積極的に認定する制度を構築してほしい。これらを含む後遺障害者の治療と生活保障を万全にしてほしい。遷延性意識障害者を介護する療護センターを充実してほしい。高次脳機能障害者の早期脳リハビリ施設の充実と一般就労支援窓口の充実を図ってほしい。	厚労省	【計画案文】 厚生労働省において、高次脳機能障害が障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づくサービスの対象であるという更なる周知を行う。また、患者・家族からの相談への対応や普及啓発等を行う「高次脳機能障害支援普及事業」を実施する。
		国交省	【計画案文】 自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護を受けられる機会を拡充するため、療護施設機能一部委託病床を新たに關東西部地区に設置するとともに、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、その後の委託病床の立地等のあり方について検討を行う。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給や、短期入院・入所に係る助成を推進するとともに、介護料受給者宅を訪問して介護に関する相談や情報提供等を行う訪問支援の充実・強化を図る。
87	【高次脳機能障害の認定等】 現在は、臨床診断・客観的診断・画像診断と3つの証拠が揃わなければ、高次脳機能障害として認定されていないが、画像がなくても、臨床と客観的な診断が揃えば、「高次脳機能障害」と認定してほしい。 救急搬送の際、延命処置のための尽力は絶対的に必要であるが、その後の大きな脳損傷等を早期段階から発見できるよう、画像診断も第2段階でいいので、延命措置後に行ってほしい。 高次脳機能障害は重症から軽傷までのケースがあるが、自覚症状がないため発見が遅れる。また社会的に認知されていない。より認知されるように、啓発・啓蒙してほしい。	厚労省	【計画案文】 厚生労働省において、高次脳機能障害が障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づくサービスの対象であるという更なる周知を行う。また、患者・家族からの相談への対応や普及啓発等を行う「高次脳機能障害支援普及事業」を実施する。
88	【保健師に対する犯罪被害者支援の理解の促進】 国民向けの周知も大切だが、一般の犯罪被害者と直接接することの多い地方公共団体職員、特にメンタルヘルスの最前線にいる保健師の理解を促進していくことが必要である。	内閣府（犯被）	【計画案文】 ・ 内閣府において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。 ・ 内閣府において、地方公共団体に対し、犯罪被害者支援分野における社会福祉士や臨床心理士等の専門職の活用を働きかける。また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請する。 ・ 内閣府において、関係省庁のほか、犯罪被害者支援に関わりの深い医療、福祉、教育、法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対して積極的に犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性等に関する広報啓発を実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
		厚労省	【計画案文】 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に実施し、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を推進する。
96	【医療関係者等に対する性暴力に関する研修】 産婦人科医・小児科医・看護師・保健師に対して、急性期における性暴力被害者に対する対応等に関する研修を実施してほしい。二次被害を与えない医療者に被害者をつなげたい。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・ケースワーカー・主任児童委員・保護司・民生委員等に対して、性暴力に関する研修をしてほしい。	法務省	【計画案文】 法務省において、更生保護官署職員及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対し、犯罪被害者等やその支援に携わる者による講義等を実施することにより、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深める研修を実施しているところ、今後も引き続き研修内容の充実を図っていく。
		文科省	【計画案文】 犯罪被害者を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラー等やスクールソーシャルワーカーの適正な配置や資質の向上を通じて、学校における教育相談体制を充実させる。
		厚労省	【計画案文】 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に実施し、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を推進する。
97	【看護師等の権限拡大による証拠採取等】 性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師・助産師の活用拡大のため、看護師・助産師が証拠採取できるなど権限の拡大を検討する。	警察庁 厚労省	【検討結果】 「証拠採取できるなど権限の拡大」の詳細が不明であるが、現行制度においては、看護師・助産師を含む看護職員は、診療の補助として、医師の指示の下に検体採取を実施できるため、新たに措置を講ずる必要性は認められない。
110	【被害者支援に理解がある産婦人科医に関する情報の一元化】 性犯罪被害者は、地域の医療機関を受診しにくいと感じることもあり、近隣地域で安心して受診できる産婦人科病院の情報が必要である。相談窓口が、このような情報を把握していなければ、適切な被害者相談支援を行うことが難しい。緊急対応・緊急処置の可能な産婦人科病院、安心して受診できる産婦人科病院の情報一元化が必要である。	厚労省	【計画案文】 厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいように、医療機関の情報を周知させるとともに、関係機関において、当該情報を共有し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
111	【性犯罪被害者に関する情報の保護】 性犯罪被害者の安全が最優先とされ、住所等が知られる可能性を一切排除すべきである。警察・検察・裁判のみならず、病院のカルテ類についても秘密厳守を図ってほしい。すべての関係者に対する徹底した指導が欠かせない。	警察庁	【計画案文】 ・ 警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止の措置を推進する。 - また、再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、被害者等の個人情報に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努める。 ・ 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。 ・ 警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図る。
		法務省	【計画案文】 ・ 法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度、性犯罪の被害者等に関し公開の法廷では氏名、住所その他被害者が特定されることとなる事項を明らかにしない制度について、周知を徹底させるとともに、検察官等の意識を向上させる。更生保護官署においても、保管する犯罪被害者等を含む個人情報適切に管理するよう周知徹底を図る。 ・ 日本司法支援センターにおいて、常勤弁護士を含む職員に対し、被害者等の個人情報の取扱いに十分留意するよう指導を行う。
		厚労省	【計画案文】 厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出しないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、医療機関や保険者に対して適切に対応する。
112	【法科大学院における性犯罪被害に係る教育内容の充実】 特に性犯罪被害については、裁判官により判決内容が大幅に変わることがあるため、法科大学院の教育内容に性犯罪被害の特徴をもっと入れるべきである。	文科省	【計画案文】 文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。
113	【児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等】 児童虐待に対する365日24時間対応を実現してほしい。そのためには、児童相談所の人員体制や待遇を見直してほしい。	厚労省	【計画案文】 児童相談所の夜間・休日における相談対応の充実に努める。
114	【学業継続の保証等】 犯罪に遭った少年の学業継続を保証してほしい。また、犯罪に遭った少年の支援者として「養護教諭」、「外部機関」を基本計画の中で明記してほしい。	警察庁	【計画案文】 警察において、被害少年が受ける精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体への紹介等の支援を継続的に推進する。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
		厚労省	【検討結果】 必要に応じて、他の省庁が実施する施策や取組に協力する。
		文科省	【計画案文】 犯罪被害者を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラー等やスクールソーシャルワーカーの適正な配置や資質の向上を通じて、学校における教育相談体制を充実させる。
115	【学業の安定】 「学業の安定」の項目を追加してほしい。犯罪に遭った方が学業を継続できること、休学した場合の配慮等を明記してほしい。	文科省	【検討結果】 反映せず。 理由：現状において、一般に、犯罪に遭った少年の支援者としてのスクールカウンセラーの役割を鑑み、少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、スクールカウンセラーの適正な配置や資質の向上など、学校におけるカウンセリング体制を充実させているため。
117	【警察による被害児童に対する専門的医師等の紹介】 警察が、児童ポルノの被写体となった児童や虐待の被害児童に対して、精神的被害の回復のために、児童精神科医など専門的な医師・病院を紹介しなければならない制度を創設する。また、当該施策の実施状況については、毎年公表することとする。	警察庁	【計画案文】 警察において、被害少年が受ける精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体への紹介等の支援を継続的に推進する。
		厚労省	【検討結果】 必要に応じて、他の省庁が実施する施策や取組に協力する。
118	【児童相談所に配置する医師の増員措置等】 虐待を受けた児童が精神的被害の回復のために専門的な治療・カウンセリングを受けることができるように、児童相談所に配置する医師の増員措置、専門的な医療機関との連携を今まで以上に取る制度を創設する。また、当該施策の実施状況については、毎年公表することとする。	厚労省	【計画案文】 児童虐待を受けた児童に対する医療ケアの重要性に鑑み、地域の医療機関との協力・連携体制の充実に努める。
119	【加害者に関する被害者への適切な情報提供等】 被害者の心情を理解し、仮釈放など加害者の身柄情報を適切に伝達するとともに、警察には被害者宅等のパトロールを実施してほしい。在宅起訴の加害者が収監されるまで、パトロールを実施してほしい。	警察庁	【計画案文】 ・ 法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者に周知徹底させ、一層円滑な連携を図る。 ・ 警察において、子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策に努める。 ・ 警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止の措置を推進する。 また、再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、被害者等の個人情報に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努める。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
		法務省	【計画案文】 法務省において、「被害者等通知制度」に基づき、犯罪被害者等の希望に応じた、判決確定後の加害者に関する処遇状況や保護処分決定後の加害者に関する処遇状況等の情報提供について、引き続き円滑かつ適正な運用に努める。
123	【心情伝達制度の詳細な説明等】 犯罪被害者等の心情等伝達制度について、判決後、詳細に犯罪被害者等に説明する機会を設けるとともに、加害者の処遇状況に関しては迅速に提供してほしい。充実されているとは、まだまだ思われない。	法務省	【計画案文】 法務省において、「被害者等通知制度」に基づき、犯罪被害者等の希望に応じた、判決確定後の加害者に関する処遇状況や保護処分決定後の加害者に関する処遇状況等の情報提供について、引き続き適正な運用に努める。 また、保護観察所においては、保護観察の開始に関する事項を通知する際、心情等伝達制度を含む更生保護における犯罪被害者等施策に関するリーフレット等を添付するなどして、通知制度を利用している犯罪被害者等に同制度の周知を図り、問合せに応じて説明を行うことについて、引き続き適正な運用に努める。
127	【プライバシー保護のための措置の徹底】 ビデオリンク以外にも、遮蔽や仮名・匿名の利用など犯罪に遭った方のプライバシー保護の措置を徹底してほしい。	法務省	【計画案文】 ・ 法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度、性犯罪の被害者等に関し公開の法廷では氏名、住所その他被害者が特定されることとなる事項を明らかにしない制度について、周知を徹底させるとともに、検察官等の意識を向上させ、また、証人への付添い、遮へい等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。 ・ 日本司法支援センターにおいて、弁護士会等の関係機関と連携して、同センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関する法制度等について、情報交換や協議の場を設ける。また、犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、プライバシー保護の措置等の二次的被害の防止のための方策等の研修を実施する。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
129	【犯罪被害者等の情報の保護】 被害者遺族は、重大な事件事故の直後から、マスコミや捜査機関・野次馬等さまざまな関係者に生活の平穏を害される場合が少なくない。報道や取材対応等により、被害者が心身とも疲弊した状態に陥るのは、二次被害といってもいい状況である。居住場所の確保は、生活の平穏が守られることと表裏一体の関係にある。警察など関係各機関には、犯罪被害者等の居住場所に関する情報を始めプライバシー等が不用意に外部に流出しないように十分留意するとともに、マスコミ等による生活の静穏に対する侵害が生じることがないよう、適切な指導・助言を行っていただきたい。	警察庁	【計画案文】 警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。
		法務省	【計画案文】 ・ 法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度、性犯罪の被害者等に関し公開の法廷では氏名、住所その他被害者が特定されることとなる事項を明らかにしない制度について、周知を徹底させるとともに、検察官等の意識を向上させる。更生保護官署においても、保管する犯罪被害者等を含む個人情報適切に管理するよう周知徹底を図る。 ・ 日本司法支援センターにおいて、弁護士会等の関係機関と連携して、同センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関する法制度等について、情報交換や協議の場を設ける。また、犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、プライバシー保護の措置等の二次的被害の防止のための方策等の研修を実施する。
130	【少年事件の情報保護と開示】 被害者のプライバシー等の情報保護を更に徹底してほしい。 少年事件における情報開示を更に進めてほしい。	警察庁	【計画案文】 ・ 警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。 ・ 警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、捜査状況等の情報を提供するよう努める。また、犯罪被害者等の支援の必要に応じ犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携を図る。
		法務省	【計画案文】 ・ 法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度、性犯罪の被害者等に関し公開の法廷では氏名、住所その他被害者が特定されることとなる事項を明らかにしない制度について、周知を徹底させるとともに、検察官等の意識を向上させる。更生保護官署においても、保管する犯罪被害者等を含む個人情報適切に管理するよう周知徹底を図る。 ・ 日本司法支援センターにおいて、弁護士会等の関係機関と連携して、同センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関する法制度等について、情報交換や協議の場を設ける。また、犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、プライバシー保護の措置等の二次的被害の防止のための方策等の研修を実施する。 ・ 法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努める。また、少年院送致処分を受けた加害少年の少年院における処遇状況等に関する事項について、引き続き適切に情報提供を行う。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
131	【犯罪被害者等に関する情報の保護】 個人情報・プライバシーの保護は被害者対応の出発点であり、報道の自由が常に優先すると考えるべきではない。犯罪被害者等の情報保護を怠れば、情報は野放図に流出することになり、しかも一旦流出した情報は原状回復が不可能である。だからこそ、犯罪被害者等の個人情報保護が第一義的に優先されなければならない。	警察庁 法務省	【計画案文】 警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。 【計画案文】 ・ 法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度、性犯罪の被害者等に関し公開の法廷では氏名、住所その他被害者が特定されることとなる事項を明らかにしない制度について、周知を徹底させるとともに、検察官等の意識を向上させる。更生保護官署においても、保管する犯罪被害者等を含む個人情報を適切に管理するよう周知徹底を図る。 ・ 日本司法支援センターにおいて、弁護士会等の関係機関と連携して、同センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関する法制度等について、情報交換や協議の場を設ける。また、犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、プライバシー保護の措置等の二次的被害の防止のための方策等の研修を実施する。
132	【犯罪被害者等に関する個人情報の保護】 三鷹ストーカー事件に見られるように、被害者の写真等を同意なく公開すること自体が加害行為である場合、被害者の実名発表により、この加害行為に加担することになるという事実を重く受け止めるべきである。このことは、被害者自身はもちろんのこと、その家族等にも大きな精神的苦痛を与える結果になるため、徹底した被害者の個人情報保護を押し進めるべきである。	警察庁 法務省	【計画案文】 警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。 【計画案文】 ・ 法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度、性犯罪の被害者等に関し公開の法廷では氏名、住所その他被害者が特定されることとなる事項を明らかにしない制度について、周知を徹底させるとともに、検察官等の意識を向上させる。更生保護官署においても、保管する犯罪被害者等を含む個人情報を適切に管理するよう周知徹底を図る。 ・ 日本司法支援センターにおいて、弁護士会等の関係機関と連携して、同センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関する法制度等について、情報交換や協議の場を設ける。また、犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、プライバシー保護の措置等の二次的被害の防止のための方策等の研修を実施する。
133	【被害者に係る情報の発表】 一部の例外（性犯罪被害者、少年被害者等）を除き、被害者の匿名は、報道の自由と真実を侵すこととなる。匿名発表・実名発表にあっては、被害者と遺族が判断すべきこととして、改めて議論すべきである。原則として、実名報道とし、個々の実情に応じて配慮されるべきである。	警察庁	【計画案文】 警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。
134	【警察における再被害防止措置の推進】 性犯罪被害者を「再被害防止対策者」に指定してほしい。	警察庁	【計画案文】 警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止の措置を推進する。 また、再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、被害者等の個人情報に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努める。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
135	【犯罪被害者等に対する見守り支援等】 「安全の確保」の項において、警察又は支援者による犯罪被害者等に対する日常的で実際的な見守り支援を入れてほしい。パトロール以外には、メールによる安全確認(被害者が定期的に安全なことをメールするなど)等をオプションで被害者が選択できるようにすべきである。	警察庁	【計画案文】 ・法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者に周知徹底させ、一層円滑な連携を図る。 ・警察において、子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策に努める。 ・警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止の措置を推進する。 また、再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、被害者等の個人情報に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努める。 ・暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、その者が危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講じるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進する。 ・警察庁及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力の被害者、人身取引の被害者、児童虐待の被害者等の保護に関する警察、婦人相談所及び児童相談所等の連携について、現状に対する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層充実させる。 ・警察庁及び文部科学省において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制の活用、児童虐待防止ネットワークの活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努める。
136	【再被害防止に向けた関係機関の連携の充実】 警察における再被害防止措置の推進策として、被害者に対して、民間被害者支援団体やワンストップ支援センターへの相談を助言するなど連携を図る。	警察庁	【計画案文】 ・警察において、被害少年が受ける精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体への紹介等の支援を継続的に推進する。 ・法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者に周知徹底させ、一層円滑な連携を図る。 ・警察において、子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策に努める。 ・警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止の措置を推進する。 また、再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、被害者等の個人情報に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努める。 ・警察庁及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力の被害者、人身取引の被害者、児童虐待の被害者等の保護に関する警察、婦人相談所及び児童相談所等の連携について、現状に対する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層充実させる。 ・警察庁及び文部科学省において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制の活用、児童虐待防止ネットワークの活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努める。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
			・ 警察において、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。 ・ 警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、捜査状況等の情報を提供するように努める。また、犯罪被害者等の支援の必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携を図る。 ・ 警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するように努める。 ・ 警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。 ・ 警察において、全国統一の相談専用電話「＃9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮する。 また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進する。 このほか、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求や損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を実施するとともに、死亡事故等の一定の交通事故事件の被害者等から、当該交通事故等を起こした加害者に対する意見の聴取等の期日等や行政処分の結果についての問合せがあった場合に、行政処分担当課等から回答するなど、適切な対応に努める。 ・ 警察において、指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者等に対する支援に必要な知識等についての研修、教育等の充実に努める。 ・ 警察において、少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと、困りごとの相談を受け付けるための窓口が、関係機関への十分な引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応をするよう努めていくとともに、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称での電話による相談窓口の設置や、フリーダイヤル、電子メールによる相談の導入等により、被害少年が相談しやすい環境の整備を図る。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
			・ 警察において、現行の「性犯罪110番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように一層努める。 ・ 警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行う。
137	【被害者の安全確保のための加害者の接近禁止制度の導入】 加害者に居住地や勤務先等を知られ、再被害に怯える被害者は少なくない。被害者が身を守るために引越しを余儀なくされるべきではない。	警察庁	【計画案文】 ・ 法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者に周知徹底させ、一層円滑な連携を図る。 ・ 警察において、子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策に努める。 ・ 警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止の措置を推進する。 また、再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、被害者等の個人情報に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努める。 ・ 警察庁及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力の被害者、人身取引の被害者、児童虐待の被害者等の保護に関する警察、婦人相談所及び児童相談所等の連携について、現状に対する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層充実させる。 ・ 警察庁及び文部科学省において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制の活用、児童虐待防止ネットワークの活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努める。
		法務省	【計画案文】 ・ 法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、引き続き円滑かつ適正な運用に努める。 ・ 法務省において、仮釈放に際し、事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な特別遵守事項の適切な設定に引き続き努めるとともに、性犯罪事犯者、ストーカー事犯者等の保護観察対象者に対して、事案に応じ、被害者への接触を禁止するなどの特別遵守事項を設定し、それらを守るよう指導監督することにより、更なる再被害防止が図られるよう、引き続き適切な処遇に努める。
141	【被害を受けた子どもに対する支援】 被害を受けた子どもが独立して生きられる支援（例えば、性被害に特化したシェルターを作り、子どもの性暴力被害に関する専門知識を持ったスタッフを配置するなど）を行う。	厚労省	【検討結果】 性暴力被害に限らず虐待を受けた子どもについては、すでに財政的な支援を行っている自立援助ホーム（子どもシェルター含む。）において、必要な支援が行われているため対応済である。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
143	【再被害の防止に資する教育】 法務省で実施している「犯罪被害者等の視点を取り入れた教育」に関し、民間団体による犯罪被害者等の講演及びパネル展示が取り入れられ、平成26年度より長期計画で全国の矯正施設で実施されている。再犯防止に大きな効果が認められることから、特に少年院で継続・拡充して行ってほしい。現在、PFI手法を活用して運用されている官民協働刑務所での開催も同様に取り組んでほしい。また、矯正教育に関わる職員に同取組みの理解が深まるように取組をしてほしい。	法務省	【計画案文】 法務省において、犯罪被害者等の心情等を理解させるための「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえながら充実に努めるほか、ゲストスピーカーによる講演やパネル展示について、引き続き少年院で定期的の実施する。また、刑事施設職員を対象とした改善指導に関する研修において、民間団体の協力を得て実施する「犯罪被害者等の視点を取り入れた教育」の意義等について講義を実施するなど、同教育に関する研修の充実に引き続き努める。
144	【被害者の声を活用した受刑者等に対する教育】 犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえ、検討会を開催するなどして、矯正施設における受刑者等に対する改善指導・矯正教育等の充実に努めるべきである。被害者の視点を取り入れた教育の一環として、被害者の声を直接、受刑者らに聞かせることも有意義であると考え。交通事犯の受刑者は、犯罪性向の程度については必ずしも深化しているとはいえない面があり、社会復帰に向けて積極的な矯正教化を進めるべきである。 また、家庭裁判所・検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被收容者に対する指導に有効活用するよう努める点も重要である。犯罪被害者等が直接的に受刑者に対して語りかけることは心理的な負担が少なくない。むしろ、書面で犯罪被害者等の声や悲痛な叫びを伝え、理解させることの方が、より実態に即している面がないとはいえない。そこで、上記のような資料の中に犯罪被害者等の心情が記載されている場合には、これを受刑者の矯正教化に活用し、事件事故の再発防止につなげる。	法務省	【計画案文】 法務省において、犯罪被害者等の心情等を理解させるための「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえながら充実に引き続き努める。 また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料について、同資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被收容者に対する指導に有効活用するように努める。保護処分の執行に資するため、少年の身体的・精神的状況、家庭環境、施設内の行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなされている少年簿について、関係機関と連携し、適切に記載するよう努める。
147	【二次被害防止の推進】 二次被害防止の取組も進めてほしい。二次被害は、市町村窓口・弁護士等からも受けることがあることに留意してほしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 内閣府において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実に要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。
		内閣府 (男女)	【計画案文】 内閣府において、二次被害を防止し、適切な被害者支援を行うための相談員の質の向上・維持のための研修を実施する。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
		警察庁	【計画案文】 ・ 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。 ・ 警察において、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。 ・ 警察において、被害者専用の事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るほか、これらの施設等の改善に努める。 ・ 警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的スキルを修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図る。
		法務省	【計画案文】 ・ 法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度、性犯罪の被害者等に関し公開の法廷では氏名、住所その他被害者が特定されることとなる事項を明らかにしない制度について、周知を徹底させるとともに、検察官等の意識を向上させる。 ・ 法務省において、更生保護官署職員及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対する研修の中で、犯罪被害者等やその支援に携わる者による講義等を実施することにより、犯罪被害者の置かれている現状や心情等への理解を深めているところ、今後も引き続き研修内容の充実を図り、二次被害の防止を徹底する。 ・ 法務省において、人権相談に際しては、犯罪被害者からの相談に限らず、相談者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層研修の充実を努めていく。 ・ 日本司法支援センターにおいて、弁護士会等の関係機関と連携して、同センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関する法制度等について、情報交換や協議の場を設ける。また、犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止のための方策等の研修を実施する。
		文科省	【検討結果】 特に盛り込むべき内容なし。
		厚労省	【検討結果】 「二次被害防止の取組」の詳細が明かではないが、例えば、婦人相談所が被害者に関する情報を関係機関とも共有することにより、二次被害の防止を引続き推進していく。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
148	【全警察官に対する被害者の立場に立った対応の徹底】 性犯罪被害者がどこの警察に行っても安心して相談できるよう、全警察官に対する性犯罪被害に係る教育を徹底するべきである。また、性犯罪に限らず、被害者の立場に立った対応をしてほしい。	警察庁	【計画案文】 ・ 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。 ・ 警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、臨床心理士資格等を有する部内カウンセラーの活用や、警察によるカウンセリング費用の公費負担制度の運用が効果的なものになるよう、都道府県警察を指導する。 ・ 警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図る。
149	【県警支援室員の配置期間】 県警の支援室員は2年や3年で異動しており、被害者と十分にコミュニケーションが取れない。全員でなくても、一人は5年位異動させないでほしい。	警察庁	【計画案文】 ・ 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。 ・ 警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図る。
150	【民間支援団体等による警察等に対する研修】 民間支援団体や被害当事者等に講師を依頼して、警察や司法関係者(裁判員を含む。)に対する研修を行ってほしい。	警察庁	【計画案文】 ・ 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。 ・ 警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図る。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
		法務省	【計画案文】 ・ 法務省において、検察官等に対する研修の中で、犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施する。 ・ 法務省において、更生保護官署職員及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対し、犯罪被害者等やその支援に携わる者による講義等を実施することにより、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深める研修を実施しているところ、今後も引き続き研修内容の充実を図っていく。 ・ 日本司法支援センターにおいて、弁護士会等の関係機関と連携して、同センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関する法制度、弁護士会において行われている被害者支援に関する研修等について、情報交換や協議の場を設ける。また、犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止のための方策等の研修を実施する。
151	【捜査における性犯罪被害者への配慮】 全国の警察において、性犯罪被害者の心情に配慮した対応が同水準で行われ、性犯罪被害者の負担を軽減するものとなるよう改善してほしい。また、好事例について調査、公表してほしい。 性犯罪・性暴力被害者が、対応する警察官の性別を選べるようにしてほしい。女性警察官だけでなく、男性警察官も性犯罪・性暴力被害に対して適切に対応できるよう育成してほしい。被害者の心理的負担を考慮し、被害者が希望する場合は、警察署以外の場所で事情聴取を行うとともに、支援者を同席させてほしい。また、警察署等において、性犯罪被害者が、できる限り男性と会わないよう配慮することもある。 女性警察官の増員と女性警察官が24 時間対応する交番の整備を進める。セクハラ対策を推進することによって、女性警察官の職場環境の改善に努める。	警察庁	【計画案文】 ・ 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。 ・ 警察において、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。 ・ 警察において、被害者専用の事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るほか、これらの施設等の改善に努める。 ・ 警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図る。
152	【体験有識者としての犯罪被害者等の活用】 すべての省庁における担当者の犯罪被害者等に対する理解が低すぎる。犯罪被害者等を講師として招き、積極的に犯罪被害者等の現状を知る機会を増やすなどし、研修を充実してほしい。 犯罪被害者等は、体験したものでしか語ることができない貴重な話しをするので、体験有識者として扱ってほしい。行政機関・被害者支援団体は講師をランク付けしているが、話しにくい実体験に基づいた話しをする犯罪被害者等の講師料が一番低い。もう少し犯罪被害者等の精神的負担を考慮願いたい。謝礼とは別に交通費や実費（送料）等の必要経費を出して、犯罪被害者等の負担を減らす予算計上をしてほしい。	内閣府 （犯被） 内閣府 （男女）	【計画案文】 内閣府において、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係省庁、地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催するとともに、その概要をインターネット等で国民向けに情報提供する。 【計画案文】 内閣府において、相談員等が性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な行動をとることができるよう、研修を実施する。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
		警察庁	【計画案文】 ・ 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。 ・ 警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図る。
		法務省	【計画案文】 ・ 法務省において、検察官等に対する研修の中で、犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施する。 ・ 法務省において、矯正施設職員の新採用職員や初級幹部要員を対象とする研修について、「犯罪被害者の視点」等のテーマによる講義を実施しているほか、上級幹部要員を対象とする研修について、犯罪被害者団体などの関係者を講師に招くなど、犯罪被害者等の置かれている現状や心情などの理解を深める研修の充実を引き続き努める。 ・ 法務省において、更生保護官署職員及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対し、犯罪被害者等やその支援に携わる者による講義等を実施することにより、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深める研修を実施しているところ、今後も引き続き研修内容の充実を図っていく。 ・ 法務省において、人権相談に際しては、犯罪被害者からの相談に限らず、相談者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層研修の充実に努めていく。また、法務大臣により委嘱された民間ボランティアである人権擁護委員に対しては、新任委員に対する委嘱時研修をはじめとする各種研修を通じて、犯罪被害者を含む人権問題全般に対して適切に対応できるよう、引き続き適切かつ十分な研修等の実施に努める。 ・ 日本司法支援センターにおいて、弁護士会等の関係機関と連携して、同センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関する法制度等について、情報交換や協議の場を設ける。また、犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止のための方策等の研修を実施する。
		文科省	【検討結果】 特に盛り込むべき内容なし。
		厚労省	【検討結果】 必要に応じて、他の省庁が実施する施策や取組に協力する。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
153	【被害者に対する関係職員の対応の改善】 被害者に対して、保護・捜査・公判等の各過程における職員の対応に係るアンケートを行い、分析・評価を行う。告訴できなかった「被害相談者」の分析も行う。その上で、保護や任意捜査等の段階で、告訴自体を「あきらめている」理由を精査すべきである。	警察庁	【計画案文】 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。
		法務省	【計画案文】 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善に努める。
		厚労省	【検討結果】 必要に応じて、他の省庁が実施する施策や取組に協力する。
154	【関係機関における性犯罪被害者への対応の改善】 関係機関における性犯罪被害者への対応に係る苦情を受け付ける窓口や審査会を設置し、性暴力被害者の実情や声を関係機関における取組の改善に生かしてほしい。	警察庁	【計画案文】 ・ 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。 ・ 警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図る。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
		法務省	【計画案文】 ・ 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善に努める。 ・ 法務省において、更生保護官署職員及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対し、犯罪被害者等やその支援に携わる者による講義等を実施することにより、犯罪被害者の置かれている現状や心情等への理解を深める研修を実施しているところ、今後も引き続き研修内容の充実を図っていく。 ・ 法務省において、人権相談に際しては、犯罪被害者からの相談に限らず、相談者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層研修の充実に努めていく。 ・ 日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図り、また、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を設ける。
		厚労省	【計画案文】 精神保健福祉センターにおいて犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援が適切に行われるよう、精神保健福祉センター長会議において必要に応じて犯罪被害者等に関する議題を取り上げる。
155	【検察官等に対する研修の充実】 被害者への理解に関する裁判官・検察官等に対する研修において、被害者や支援者の生の声を聴くプログラムを活用するなどし、教育を徹底してほしい。被害者支援に対して、地域差や個人差がある。	法務省	【計画案文】 法務省において、検察官等に対する研修の中で、犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施する。
156	【検察庁における支援員に対する研修】 検察庁の被害者支援室による対応での二次被害が散見される。支援員の研修強化を望む。	法務省	【計画案文】 法務省において、検察庁に配置されている被害者支援員に対する研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善に努める。
157	【副検事に対する研修の徹底】 交通事故事案の処理能力の向上及び二次被害防止の観点から、副検事の研修を徹底してほしい。また、被害者に暴言を吐くなどした場合は処罰してほしい。	法務省	【計画案文】 法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件をテーマとした科目の内容について一層の充実を図る。
158	【副検事に対する犯罪被害者等による講義等】 副検事に対する研修において、被害者又はその遺族の講話や対談を行うなどし、被害者等への理解を深めてほしい。専門家による被害者等への配慮に係る講義は、被害者等にアンケート等をして集計したものが多いが、被害者の生の声を聞き、時には意見を戦わせるなどして被害者の理解を深めてほしい。	法務省	【計画案文】 法務省において、副検事に対する研修の中で、犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施する。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
159	【被害者支援に関する研修受講に対する支援】 公的シェルターの看護師は、SANE(性暴力被害者支援看護職)研修を受けられるよう支援(金銭面、勤務時間内での受講)してほしい。	厚労省	【計画案文】 厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修及び啓発の充実を図る。また、婦人保護施設における性犯罪被害者支援の現状についての実態を把握しつつ、全国婦人保護施設長連絡協議会や全国婦人保護施設指導員研究会の場を活用して職員の専門的な資質向上を図っていくとともに、都道府県が実施する婦人相談所や婦人保護施設の職員、婦人相談員等を対象とした研修の取組を促進する。
161	【性犯罪被害者からの事情聴取技法の確立等】 性犯罪被害者、特に被害児童・障害を持つ被害者への事情聴取(司法面接)の技法の確立と普及を推進してほしい。	警察庁	【計画案文】 ・ 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。 ・ 都道府県警察の被害児童支援担当者等を対象とした研修を開催し、被害児童支援の知識及び被害児童の心情に配慮した聴取技能の向上を図る。 ・ 警察において、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。 ・ 警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図る。
		法務省	【計画案文】 法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。
163	【犯罪被害者等のための施設の改善】 警察・検察における被害者用の待合室・事情聴取室を整備・改善してほしい。	警察庁	【計画案文】 警察において、被害者専用の事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るほか、これらの施設等の改善に努める。
		法務省	【計画案文】 法務省において、庁舎の建て替えを予定している検察庁では、建て替え時に被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、専用待合室の設置について検討する。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
164	【検察や裁判所における被害者への配慮】 ①検察による事情聴取が長時間になる場合は、事前に知らせてほしい。 ②子どもの待機場所を検察庁内に作ってほしい。裁判員に対する子どもの預かり場所確保や金銭的サポートと同様の措置を、検察による被害者からの事情聴取の際に行ってほしい。	法務省	【計画案文】 ①について 法務省において、被害者からの事情聴取に当たり、可能な限り、そのプライバシー、名誉、心身の状況、社会的立場等に十分配慮するよう、検察官等の意識を向上させる。 【検討結果】 ②について 要望を反映することは困難。 (理由) 検察庁庁舎内に子どもの待機場所を設置することについては、検察庁は被疑者等が来庁するなど業務の特殊性から、その必要性及び妥当性について慎重に検討する必要がある。 また、検察庁において事情聴取を受けた被害者には、これまでも、子どもを保育所に預けるためにかかる費用を含め、事情聴取を受けるに当たって要した費用等を一定限度で補うため、必要に応じて日当を支給しているところである。 したがって、②のいずれについても、第3次犯罪被害者等基本計画に反映することは困難。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
165	【医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進】 性暴力被害者に対する支援として、救急外来や拠点病院内にレイプキットを備えて、被害者からの証拠採取・証拠保全を可能にしてほしい。証拠採取に関するルールを定め、公費助成してほしい。また、証拠採取に当たっては、犯罪被害者等の意向を最大限に尊重してほしい。	警察庁 法務省 厚労省	【計画案文】 ・ 警察庁において、同庁が実施している「医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行整備」モデル事業の結果を踏まえつつ、厚生労働省の協力を得て、医療機関において性犯罪被害者からの証拠採取及び採取した証拠の保管が促進されるよう、資機材の整備、医療機関への働き掛けを推進する。 ・ 警察において、性犯罪被害者からの証拠採取の方法を産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして医師に教示するとともに、捜査に支障のない範囲において、医療機関で採取した資料の鑑定状況についての情報を提供する。
166	【警察による医療機関に対する証拠採取方法の教示等】 警察から医師に対して、証拠として採用される検体の採取方法等について教えてほしい。証拠採取した検体が適切なものだったのかについて、フィードバックしてほしい。	警察庁	【計画案文】 ・ 警察において、性犯罪被害者からの証拠採取の方法を産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして医師に教示するとともに、捜査に支障のない範囲において、医療機関で採取した資料の鑑定状況についての情報を提供する。 ・ 警察庁において、同庁が実施している「医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行整備」モデル事業の結果を踏まえつつ、厚生労働省の協力を得て、医療機関において性犯罪被害者からの証拠採取及び採取した証拠の保管が促進されるよう、資機材の整備、医療機関への働き掛けを推進する。
184	【警察による犯罪被害者等に対する説明】 警察は、犯罪被害者等に対して、その権利や刑事手続等を丁寧に説明する義務を負うべきである。	警察庁	【計画案文】 ・ 損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子・パンフレット等について、引き続き警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。 ・ 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実させ、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努める。 ・ 警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配付している外国語版の「被害者の手引」について、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布に努める。 ・ 警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努める。また、法務省において、警察庁、法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖実施機関等で司法解剖後の臓器等が中・長期に保管される場合があることに関して、遺族の理解と協力が得られるよう、さらに、適切な説明等が行われるよう対応に努めるほか、警察庁及び法務省において、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対し、死者の臓器を適切に返還するための手続等を定める。 ・ 警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、捜査状況等の情報を提供できるよう努める。また、犯罪被害者等の支援の必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携を図る。 ・ 警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。 ・ 警察において、全国統一の相談専用電話「#9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮する。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
			また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進する。 このほか、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求や損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を実施するとともに、死亡事故等の一定の交通事故事件の被害者等から、当該交通事故等を起こした加害者に対する意見の聴取等の期日等や行政処分の結果についての問合せがあった場合に、行政処分担当課等から回答するなど、適切な対応に努める。 ・ 警察において、指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等につき添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者等に対する支援に必要な知識等についての研修、教育等の充実に努める。 ・ 警察庁において、情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援策が確実に実施されるよう、各都道府県警察を指導するとともに、好事例を勧奨する。 ・ 警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等に役立つ制度、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による犯罪被害者等支援策の紹介を含め、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配付を更に徹底するとともに、それらの情報をウェブサイトにおいても紹介する。 ・ 警察において、現行の「性犯罪110番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように一層努める。 ・ 警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行う。 ・ 各府省庁において、様々な媒体を用いて必要な情報を提供することにより特定の媒体によって情報を得ることができる者とそうでない者との間に不公平が生じないよう配慮した上で、積極的な情報提供に努める。 ・ 外務省において、海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合、当該犯罪被害者等の要請に応じて、在外公館（大使館、総領事館）を通じ、現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報の提供を行うとともに、その他関連情報についても、当該犯罪被害者等からの要請に応じ、可能な範囲で提供しよう努める。 また、警察において外務省と連携し、海外における犯罪の被害者に関する情報の収集に努めるとともに、日本国内の遺族等や帰国する被害者等に対する支援に努める。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
185	【司法解剖に関する遺族への配慮】 遺族に対して、検視や司法解剖の必要性・解剖所見・司法解剖後の遺体と摘出臓器の扱いについて説明してほしい。警察の担当者(係)を明示し、その後の問い合わせに困らないようにしてほしい。裁判の証拠として必要がなくなったら、遺族に連絡してほしい。 摘出した臓器を大学が保存・利用する場合は、保存物の明細・保存期間・利用機会(研究・教育等)を遺族に連絡した上で、承諾を取る。大学等で保存しなくなる(処分する)場合は、遺族に連絡する。 行政解剖・病理解剖と同様に慰霊祭を行い、希望する遺族や関係者の参列を認めてほしい。 これらに関して、警察庁では、8月1日付けで通達を発出しているが、警察における対応の範疇に止まっており、遺族の意思を反映しているものではない。	内閣府 (死究)	【検討結果】 死因究明等施策推進室では、死因究明等についての総合的なとりまとめを行っているが、個々具体的な事案については、それぞれ関係する省庁が実施しているところである。
		警察庁	【計画案文】 警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努める。また、法務省において、警察庁及び法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖実施機関等で司法解剖後の臓器等が中・長期に保管される場合があることに関して、遺族の理解と協力が得られるよう、さらに、適切な説明等が行われるよう対応に努めるほか、警察庁及び法務省において、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対し、死者の臓器を適切に返還するための手続等を定める。
		法務省	【計画案文】 法務省において、関係省庁及び関係団体と調整の上、御遺族に対し、死者の臓器を適切に返還するための手続等について検討していく。
		文科省	【検討結果】 (文部科学省としては)反映せず。 司法解剖をどのように取り扱うかについては警察庁の所掌であり、あくまで大学は契約に基づく受託者として行っているもの。 摘出した臓器の取扱いについても、どのように取り扱うかについては警察庁が定めるべきものであり、大学が独自にどのように取り扱うか判断を行うべきものではない。 よって、当該項目については文科省として、犯罪者等基本計画への反映の有無について判断できるものではない。
		厚労省	【検討結果】 必要に応じて、他の省庁が実施する施策や取組に協力する。
187	【証拠物等の還付方法】 被害者の着衣・証拠物・遺体の一部・遺体等の還付等の方法について、遺族・家族・当事者とともに話し合い、返却するか処分するかなど処分の仕方等について協議してほしい。	警察庁	【計画案文】 ・ 警察において、検察庁と連携し、捜査上、留置の必要がなくなった証拠物件については、証拠物件の還付の方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努める。 ・ 警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努める。また、法務省において、警察庁及び法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖実施機関等で司法解剖後の臓器等が中・長期に保管される場合があることに関して、遺族の理解と協力が得られるよう、さらに、適切な説明等が行われるよう対応に努めるほか、警察庁及び法務省において、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対し、死者の臓器を適切に返還するための手続等を定める。
		法務省	【計画案文】 法務省において、被害者の御遺族及び御家族の心情を踏まえ、捜査・公判に及ぼす影響等にも配慮しつつ、証拠品の還付等を行うとともに、必要に応じて、還付の時期及び方法等について説明を行っているところであり、引き続きその適切な運用に努める。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
			・ 警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努める。また、法務省において、警察庁及び法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖実施機関等で司法解剖後の臓器等が中・長期に保管される場合があることに関して、遺族の理解と協力が得られるよう、さらに、適切な説明等が行われるよう対応に努めるほか、警察庁及び法務省において、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対し、死者の臓器を適切に返還するための手続等を定める。 ・ 警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、捜査状況等の情報を提供しよう努める。また、犯罪被害者等の支援の必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携を図る。 ・ 警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等しよう努める。 警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。 ・ 警察において、全国統一の相談専用電話「＃9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮する。 また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進する。 このほか、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求や損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を実施するとともに、死亡事故等の一定の交通事故事件の被害者等から、当該交通事故等を起こした加害者に対する意見の聴取等の期日や行政処分の結果についての問合せがあった場合に、行政処分担当課等から回答するなど、適切な対応に努める。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
			・ 警察において、指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等につき添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者等に対する支援に必要となる知識等についての研修、教育等の充実に努める。 ・ 警察において、少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと、困りごとの相談を受け付けるための窓口が、関係機関への十分な引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応をするよう努めていくとともに、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称での電話による相談窓口の設置や、フリーダイヤル、電子メールによる相談の導入等により、被害少年が相談しやすい環境の整備を図る。 ・ 警察において、指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等につき添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者等に対する支援に必要となる知識等についての研修、教育等の充実に努める。 ・ 警察において、少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと、困りごとの相談を受け付けるための窓口が、関係機関への十分な引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応をするよう努めていくとともに、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称での電話による相談窓口の設置や、フリーダイヤル、電子メールによる相談の導入等により、被害少年が相談しやすい環境の整備を図る。 ・ 警察庁において、情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援策が確実に実施されるよう、各都道府県警察を指導するとともに、好事例を勧奨する。 ・ 警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等に役立つ制度、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による犯罪被害者等支援策の紹介を含め、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配付を更に徹底するとともに、それらの情報をウェブサイトにおいても紹介する。 ・ 警察において、現行の「性犯罪110番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように一層努める。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
			・ 警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行う。 ・ 外務省において、海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合、当該犯罪被害者等の要請に応じて、在外公館（大使館、総領事館）を通じ、現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報の提供を行うとともに、その他関連情報についても、当該犯罪被害者等からの要請に応じ、可能な範囲で提供しよう努める。 また、警察において外務省と連携し、海外における犯罪の被害者に関する情報の収集に努めるとともに、日本国内の遺族等や帰国する被害者等に対する支援に努める。 ・ 警察、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、それらの団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等の支援に努める。 ・ 警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行う。 ・ 内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。 ・ 警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間団体との連携の一層の強化を図る。 ・ 都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対して改善命令を始めとする指導を行う。その他の民間被害者支援団体に対しても、適切な支援活動が行われるよう、その運営及び活動に協力する。 ・ 警察において、教育委員会等関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成に努めるほか、広く国民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。 ・ 警察庁において、各都道府県警察に対し、民間被害者支援団体等と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を促進するよう指導する。 ・ 警察庁において、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等支援施策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解増進に努める。 【計画案文】 法務省において、「被害者等通知制度」に基づき、犯罪被害者等の希望に応じた、判決確定後の加害者に関する処遇状況や保護処分決定後の加害者に関する処遇状況等の情報提供について、引き続き円滑かつ適正な運用に努める。また、当該運用に当たっては、引き続き、再被害防止措置を講じる警察等の関係機関とも連携・調整を図り、その円滑かつ適正な運用に努める。
		法務省	

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
193	【不起訴記録の開示】 不起訴記録の開示など現行制度の一層の徹底・周知を図ってほしい。	法務省	【計画案文】 法務省において、不起訴記録については、関係者のプライバシーを保護し、又は捜査・公判に対する不当な影響を防止するため、刑事訴訟法第47条により、原則として公開を禁じられているところであるが、被害者等の保護の観点から、客観的証拠については原則として閲覧を認めるという弾力的な運用を行っており、引き続きその円滑かつ適正な運用に努める。
197	【加害者更生の実施】 加害者更生について言及して欲しい。少しずつ取組が進められているが、その中でも、やはり被害当事者や遺族の思いは、加害者の心を動かす可能性が高いと考えられる。被害当事者が、その体験を安全に正確に世の中に伝えられるような取組みについて、国としてサポートしてほしい。	法務省	【計画案文】 法務省において、標準プログラムにおいてゲストスピーカーによる講話を位置付けるなどして、受講者に遺族等の心情等を認識させることを目的の一つとして刑事施設において実施している「犯罪被害者等の視点を取り入れた教育」について、引き続き同教育の適正な実施に努める。また、保護観察所において、犯罪被害者等の申出に応じ、犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する心情等伝達制度を実施しているところ、引き続き、同制度を活用し、当該対象者に被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるような指導監督を徹底していく。
199	【犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放等審理】 仮釈放等における意見等聴取制度で聴取された犯罪被害者等の意見は、仮釈放等を許すか否かの判断に当たって考慮されるとともに、必要に応じて、保護観察中の特別遵守事項に反映されるなど、尊重されなければならない。犯罪被害者等の意見が尊重されない場合には、理由を付して説明してほしい。	法務省	【計画案文】 地方更生保護委員会において、仮釈放等を許すか否かの判断に当たって、犯罪被害者等の申出により聴取した意見等を考慮し、必要に応じて保護観察中の特別遵守事項に反映させているところ、仮釈放等の審理において、一層犯罪被害者等の意見がしんしゃくされるよう努める。
200	【更生保護委員会における研修】 仮釈放を審査する更生保護委員会の方々に犯罪被害者等の心情・現状を理解してもらうための研修を充実してほしい。	法務省	【計画案文】 法務省において、仮釈放等を許すか否かを判断する地方更生保護委員会委員を対象とした研修について、犯罪被害者等の意見を仮釈放等の審理に適切に反映させるための講義を実施しているところ、より一層犯罪被害者等の心情や現状に配慮した仮釈放等の審理がなされるよう、引き続き、研修内容の充実に努める。
207	【被害届の全件受理】 被害者が被害を届け出たらすべて受け取ってほしい。	警察庁	【計画案文】 被害の届出に対しては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するよう努める。
		法務省	【計画案文】 法務省において、犯罪の不成立が明白であるような告訴や根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴については、告訴人に対してその旨を説明し、告訴状の補正や疎明資料の追加を促す等の措置を取る場合もあり、全件直ちに受理するということは必ずしも相当とは言い難い場合もあるが、可能な限り迅速な対応に努める。

第4 支援等のための体制整備への取組

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
213	【犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案改訂版の作成】 内閣府において、平成20年、「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」を作成・配布しているが、その後の法改正や制度の拡充等を反映させた改訂版の作成を要望する。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 内閣府において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。
214	【地方公共団体の責務として実施すべき施策の明示】 地方公共団体ごとに支援の内容・質に差がある。地方公共団体の責務として実施すべき必要最低限の施策内容を具体的にしてほしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 ・ 内閣府において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。 ・ 地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、内閣府において、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行う。
215	【犯罪被害者等に特化した条例や基本計画の整備等】 地方公共団体において、犯罪被害者等に特化した条例や基本計画を整備してほしい。内閣府においては、地方公共団体の条例に関する情報を収集し、ホームページやメールマガジンで地方公共団体に対して情報提供してほしい。 条例や基本計画の制定・実施状況の検証等に当たっては、犯罪被害者等を検討会等の構成員にするなど犯罪被害者等の意見を反映してほしい。また、条例の標準型モデル案文としては、平成26年7月に犯罪被害者や有識者が中心になってまとめたものがふさわしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 ・ 地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、内閣府において、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行う。 ・ 内閣府において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。
220	【地方公共団体における犯罪被害者支援の促進】 被害者支援について先進的な取組みをしている地方公共団体や、平成26年7月に犯罪被害者や有識者が中心になってまとめた条例案を参考にしつつ、被害者等の声を生かした支援の在り方について、モデル案を作り、各地方公共団体を指導してほしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 ・ 内閣府において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。 ・ 地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、内閣府において、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行う。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
221	【地方公共団体における犯罪被害者支援に関するガイドラインの作成】 各地方公共団体は、先進的な取組を行っている地方公共団体を参考にするとともに、その地域の特性も加味して、犯罪被害者支援のガイドラインを作成してほしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 ・ 内閣府において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。 ・ 地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、内閣府において、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行う。
227	【国費による被害者を支援するアドボケーターの養成】 被害者に寄り添い、精神的なケアをしつつ、情報提供・警察や病院への付添い・生活支援など被害者が生活を立て直せるよう、国費で全般的な支援を行うアドボケーターを養成してほしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 内閣府において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般(必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等)をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。また、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体職員のほか民間支援員も参加する研修の実施に努める。
		警察庁	【計画案文】 内閣府及び警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、同団体が行う研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般(必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等)をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。
		法務省	【検討結果】 要望を反映することは困難。 (理由) 犯罪被害者の生活全般に関する要望であり、関係省庁にまたがる施策となるため、法務省において対応するのは困難である。 また、日本司法支援センターは、犯罪被害者を含む利用者への情報提供についてはすでに行っているところ、同センターの目的は総合法律支援に関する事案を迅速かつ適切に行うこととされており(総合法律支援法第14条)、要望内容は総合法律支援を超えるものであるため、その観点からもこの反映は困難である。 (※総合法律支援:裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援をいう。(総合法律支援法1条))
		文科省	【検討結果】 特に盛り込むべき内容なし。
		厚労省	【検討結果】 「アドボケーター」の詳細が明らかではないが、平成26年度から実施している「DV被害者等自立生活援助モデル事業」においては、シェルター退所後のDV被害者等に対して、電話相談や家庭訪問、社会生活の場(地域生活の場、職場)への同行など、地域生活を定着させるための継続的な支援を実施している。
		国交省	【検討結果】 必要に応じて、他の省庁が実施する施策や取組に協力する。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
230	【ワンストップ支援センターの設置促進】 交通事犯の被害者を始め、あらゆる種類の犯罪被害者等にとって、ワンストップ支援センターのような存在は極めて重要である。窓口の一本化・総合的対応を推進してほしい。当初は警察の事情聴取から始まり、検察庁、裁判所、更には弁護士等との打ち合わせに伴う心身の負担は、犯罪被害者として実体験しない限り容易に想像できるものではない。事情聴取を含めて可能な限り、ワンストップサービスが実現され、被害者遺族らの心身の負担が軽減されることが重要である。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 内閣府において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実に要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。
		内閣府 (男女)	【計画案文】 内閣府において、都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援に係るワンストップ・サービスの構築を推進するための必要な助言等を行う。
		警察庁	【計画案文】 警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。
		厚労省	【検討結果】 必要に応じて、他の省庁が実施する施策や取組に協力する。
231	【すべての犯罪被害者等に対するワンストップ支援】 事件内容に関わらず、すべての犯罪被害者等が、ワンストップ支援を一律に公平公正に受けられるよう盛り込んでほしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 内閣府において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実に要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。
		内閣府 (男女)	【計画案文】 内閣府において、都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援に係るワンストップ・サービスの構築を推進するための必要な助言等を行う。
		警察庁	【計画案文】 警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
		厚労省	【検討結果】 必要に応じて、他の省庁が実施する施策や取組に協力する。
233	【犯罪被害者支援における生活支援専門職の活用に関する検討】 ＜案1:警察関連＞ 1) 警察庁及び各都道府県警の被害者支援室等に生活支援専門職(社会福祉士、精神保健福祉士、保健師その他の準ずる専門職)を配置してほしい。 2) 既に配置されている臨床心理士と連携して、早期に生活再建の支援を行うことができる枠組を検討してほしい。 ＜案2:司法関連＞ 1) 法務省又は検察庁に、被害者(支援)局を新たに設け、そこに一専門職として生活支援専門職を配置してほしい。 2) 社会復帰調整官等の手厚い加害者処遇と同等の予算を被害者支援に投じ、生活再建の支援ができるように検討してほしい。 ＜案3:社会福祉機関関連＞ 1) 社会福祉協議会に被害者相談支援窓口を作してほしい。 2) 被害者専用窓口が難しい場合は、生活困窮者自立支援法の支援枠組に絡めるなど、犯罪被害者が社会福祉協議会の支援の対象になるよう事業の調整を進めてほしい。 3) 社会福祉協議会の生活支援専門職に犯罪被害者支援に関する研修の機会を提供してほしい。	警察庁	【計画案文】 ・ 警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。 ・ 警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。
		法務省	【計画案文】 法務省において、検察庁における犯罪被害者等支援活動に際し、刑事手続に関する専門的な法的知識、捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実を図る。
		厚労省	【検討結果】 社会福祉協議会については、社会福祉法に設置根拠を持つ民間団体であり、その取組内容については、地域の実情を踏まえつつ、各地域における社会福祉協議会が主体的に決定すべき性質のものである。よって、社会福祉協議会に犯罪被害者専用の相談窓口の設置を義務付けることは困難であり、計画上、ご要望への対応を記載することは困難である。 また、生活困窮者自立支援法を始め、各種福祉制度においては、一部の制度を除き、社会福祉協議会が担い手の一つとして位置づけられているにすぎず、全国において社会福祉協議会が事業を実施しているとは限らないことから、社会福祉協議会のみを取り上げることも適当ではない。 生活支援専門職の資質向上については、当省において直接こうした研修機会を提供することは困難であるが、内閣府等においてこうした研修機会を設ける予定があるのであれば、それらを現場に周知、紹介することは考えられる。 以上に加え、新たな相談窓口を創設するためには、新たな公費の投入が必要になることから、被害者支援連絡協議会などを通じて、地域の支援ネットワークを構築する中で、社会福祉協議会を含め、福祉関係機関が必要に応じこれと連携・協力し、必要な福祉サービスにつないでいくべき問題と考える。
234	【被害者支援連絡協議会等への自助グループの加入促進】 被害者支援連絡協議会等には自助グループがメンバーになっていないが、具体的な事案に応じた対応力の向上のためには、自助グループを入れた方がよい。	内閣府 (犯被) 警察庁 法務省 厚労省 文科省 国交省	【計画案文】 警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
235	【地域における被害者支援ネットワークの構築】 地方公共団体には、被害者支援ネットワークがないところがある。このネットワークをすべての地方公共団体に構築することにより、関係機関との連携を強化することが望まれる。定期的に会議を開き、関係機関における被害者支援の現状を意見交換することにより、地域として取り組む課題を提示できるのではないだろうか。	内閣府 (犯被) 警察庁 法務省 厚労省 文科省 国交省	【計画案文】 警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。
236	【被害者支援に携わる関係者による意見交換等】 犯罪被害者、地方公共団体職員、政府職員、民間支援団体関係者、医療関係者等の犯罪被害者支援に携わる者が、意見交換したり、互いの知見を深める場を定期的・継続的に設けるような取組が全国的に広がるよう推進してほしい。	内閣府 (犯被) 警察庁 法務省 厚労省 文科省 国交省	【計画案文】 警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。
237	【指定被害者支援要員制度の運用】 指定被害者支援要員制度の運用について、形ばかりではダメで、刑事手続の段階からの相談支援を望む。また、専任付添いにしてほしい。	警察庁	【計画案文】 警察において、指定された警察職員(指定被害者支援要員)が、事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者等に対する支援に必要となる知識等についての研修、教育等の充実に努める。
238	【民間団体と連携した指定被害者支援要員制度の運用】 指定被害者支援要員制度は警察官が付き添うことを制度化したもののだが、犯罪被害者支援センターのほか、民間シェルター等の女性支援団体や幅広い民間の支援者を活用し、強姦等の性暴力被害、DV・ストーカー被害の場合は、女性の支援者が駆けつける制度にしてほしい。	警察庁	【計画案文】 警察において、指定された警察職員(指定被害者支援要員)が、事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者等に対する支援に必要となる知識等についての研修、教育等の充実に努める。 ・警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間団体との連携の一層の強化を図る。
239	【交通事故相談活動の促進】 交通事故相談活動の促進に関して、刑事手続の段階からの相談支援を望む。	内閣府 (交通)	【計画案文】 都道府県の交通事故相談員については、刑事手続等の相談があった場合、警察、検察、法テラス、被害者支援センター等の支援活動について教示できるよう、研修等の場において紹介していく。
244	【地方公共団体における子ども・若者育成支援に関する計画】 地方公共団体は、子ども・若者育成支援についての計画に、「犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応」に関する記述を必ず入れてほしい。	内閣府 (青少年)	【計画案文】 内閣府において、地方公共団体に対し、子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づく子ども・若者育成支援についての計画を作成又は変更する場合には、犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応に関する施策も勘案するよう、周知する。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
245	【「子どもの人権110番」及び人権擁護委員の充実】 「子どもの人権110番」及び人権擁護委員に対する研修を公費にて実施し、質の向上を図ってほしい。 「子どもの人権110番」における年間の相談件数・相談内容を国民の目に触れ易い形で知らせるとともに、「子どもの人権110番」について、学校で教師から子ども達に伝えることを盛り込んでほしい。	法務省 文科省	【計画案文】 法務省において、人権相談及び人権侵犯事件の調査に当たる職員、人権擁護委員の研修の充実を図る。 また、「子どもの人権110番」や「子どもの人権SOSミニター」など、子どもの人権を守るための取組について、その趣旨や内容を周知するため、広報活動の一層の充実を図る。 【計画案文】 文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。
246	【学校内での犯罪への対応】 学校内での犯罪は、状況によっては、教育委員会ではなく、民間団体が中心になる必要がある。特に加害者が学校内部の場合は、犯罪に遭った子どもの人権を最優先に考えてほしい。	文科省	【計画案文】 犯罪被害者を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラー等やスクールソーシャルワーカーの適正な配置や資質の向上を通じて、学校における教育相談体制を充実させる。
247	【被害児童生徒に対する支援】 被害児童生徒には、継続的な支援が必要である。集団登校中の児童が被害に遭ったような事案では、サポートチームを一定期間、最低でも数年間は当該学校で積極的に機能させる必要がある。 現状では、スクールカウンセラーが中学校にしかないことがあり、小学生がカウンセリングを希望する場合には、小学生が中学校に出向くことがある。被害児童を移動させるのではなく、家族・教師の要望に応じて、小学校や幼稚園等にカウンセラーが移動し、支援をすることが望ましい。 保育園・幼稚園・小学校・中学校等の側で情報共有を徹底し、全体で被害児童生徒をサポートしてほしい。被害児童生徒の家庭状況や精神状態など子ども達の状況に関する情報を一元化して、保護者・学校・保健室・カウンセラー・被害者窓口や支援団体など関係機関が相互に連携できるように努めてほしい。子どものためのグリーンケアを推進している民間団体等と連携し、児童館等で積極的に取り組んでほしい。	厚労省 文科省	【検討結果】 必要に応じて、他の省庁が実施する施策や取組に協力する。 【計画案文】 犯罪被害者を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラー等やスクールソーシャルワーカーの適正な配置や資質の向上を通じて、学校における教育相談体制を充実させる。
248	【スクールカウンセラーに対する研修等】 多数の児童等が被害に遭った場合、精神科医等によるサポートチームの緊急出動等により、カウンセリングが十分に行き届く。単独の被害でも、家族・教師の要望を踏まえて、時には小学校や幼稚園に移動(出前)支援を行うなどの支援体制を構築してほしい。スクールカウンセラーは自閉症や登校拒否等の児童生徒に対する相談が多く、犯罪被害を専門に勉強したスクールカウンセラーはまだ地方では少ないので、教育委員会を通じて、研修等を積み重ねてほしい。	文科省	【計画案文】 犯罪被害者を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラー等やスクールソーシャルワーカーの適正な配置や資質の向上を通じて、学校における教育相談体制を充実させる。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
249	【相談用アプリの開発等】 被害を受けたり、困ったすべての子ども・少年・女性が適切な支援を受けられるようなスマートフォンアプリを開発してほしい。この運用に当たっては、独立した専門機関・職員とするとともに、少年・児童からの相談に対応するため、学校ソーシャルケースワーカーを常勤とするなど、様々な被害相談に応じることができるようにしてほしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 ・ 内閣府において、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状況等について定期的に確認するとともに、市町村に対し、犯罪被害者等に関する適切な情報提供を行う総合的対応窓口の設置を要請する。また、既に総合的対応窓口を設置している地方公共団体も含めた全ての地方公共団体に対し、ホームページにおける犯罪被害者支援に関するサイトの充実等により、犯罪被害者等のみならず地域住民一般に総合的対応窓口を始め地域で利用できる相談機関や各種制度等を周知するよう要請する。 ・ 内閣府において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。 ・ 内閣府において、地方公共団体に対し、犯罪被害者支援分野における社会福祉士や臨床心理士等の専門職の活用を働きかける。また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請する。
		内閣府 (男女)	【計画案文】 内閣府において、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」で、ポスター等を作成するとともに、メディアを通じた広報も実施する等、啓発活動を一層促進する。また、暴力被害者に対する支援情報等をホームページ等で提供する。
		警察庁	【計画案文】 警察において、全国統一の相談専用電話「#9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮する。 また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進する。 このほか、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求や損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を実施するとともに、死亡事故等の一定の交通事故事件の被害者等から、当該交通事故等を起こした加害者に対する意見の聴取等の期日等や行政処分の結果についての問合せがあった場合に、行政処分担当課等から回答するなど、適切な対応に努める。
		総務省	【検討結果】 特段の取組なし。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
		法務省	【計画案文】 ・ 法務省において、保護観察所に配置されている被害者担当官及び被害者担当保護司の協働態勢の下、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴し、そのニーズに応じて、適切な関係機関・団体等への紹介を行うなどしているところ、今後も関係機関・団体等と連携して支援内容の充実を図る。 ・ 法務省において、引き続き「インターネット人権相談受付窓口」について周知を図るとともに、相談者がより利用しやすいよう改善に努める。 ・ 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止のための方策等の研修を実施する。
		文科省	【計画案文】 犯罪被害者を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラー等やスクールソーシャルワーカーの適正な配置や資質の向上を通じて、学校における教育相談体制を充実させる。
		厚労省	【検討結果】 必要に応じて、他の省庁が実施する施策や取組に協力する。
		国交省	【検討結果】 必要に応じて、他の省庁が実施する施策や取組に協力する。
250	【被害児童の面談場所への配慮】 子どもの被害の場合、本人や親をサポートするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用は重要だが、面談場所を学校にするのは酷である。	文科省	【検討結果】 反映せず。 理由：各学校における具体的な対応については、各教育委員会もしくは学校の判断による必要があるため。
252	【教職員に対する性犯罪被害支援に関する研修】 性犯罪被害支援に関して、特に養護教諭を中心に教職員に対して、被害の実態に即した研修体制を拡充してほしい。	文科省	【計画案文】 独立行政法人教員研修センターにおいて実施している「健康教育指導者養成研修」等を通して、養護教諭をはじめ教職員に対しては、性的虐待を含む児童虐待を受けた児童生徒への心のケアなどに対する理解や対応といった内容について研修を行っている。今後も内容に関して、必要に応じて検討していきたい。
253	【教職員に対する犯罪被害に関する研修】 教職員の指導力向上のため、犯罪被害に関する研修等を行ってほしい。被害者の声に耳を傾け、その心情等の理解を深めてほしい。幼稚園・小学校・中学校等における学校側の情報共有の必要性について検討してほしい。特に年齢が低いと通常の心理カウンセリングすら受けられないので、同じ体験を持つ者同士のグリーフケアの推進の重要性について検討してほしい。	文科省	【計画案文】 学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、教職員に対する研修を支援する。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
254	【「ハンドブック」等の作成】 性暴力被害者に対する支援として、性暴力被害者が容易に情報入手できる「ハンドブック」や「被害者のためのノート」等を作成してほしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 ・ 内閣府において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。 ・ 内閣府において、関係省庁の協力を得て、犯罪被害者等施策のホームページを活用し、関係法令の整備、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供を行うなど、その充実を図る。
		内閣府 (男女)	【計画案文】 内閣府において、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」で、ポスター等を作成し、被害者支援に関する情報の周知を図るとともに、被害者支援に関する情報等をホームページに掲載する。また、若年層向けのパンフレットの配布等を通じ、暴力の被害者にも加害者にもならないための取組を推進する。
		警察庁	【計画案文】 ・ 損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子・パンフレット等について、引き続き警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。 ・ 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実させ、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努める。 ・ 警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配付している外国語版の「被害者の手引」について、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布に努める。 ・ 警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等に役立つ制度、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による犯罪被害者等支援策の紹介を含め、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布をさらに徹底するとともに、それらの情報をウェブサイトにおいても紹介する。 ・ 警察において、現行の「性犯罪110番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように一層努める。
		法務省	【検討結果】 要望を反映することは困難。 (理由) 関係省庁にまたがる施策となるため、法務省において対応するのは困難である。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
		厚労省	【計画案文】 犯罪被害者等が利用しやすいように、医療機関の情報を周知させるとともに、関係機関において、当該情報を共有し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。
255	【「被害者の手引」への犯罪被害者等の意見の反映】 「被害者の手引」に犯罪被害者等の意見を反映してほしい。	警察庁	【計画案文】 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実させ、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努める。
257	【性犯罪被害相談に対する対応の充実】 性犯罪110番のように時間が限定された電話相談では、相談できる被害者が少ない。24時間受け付けることが必須である。担当者は、原則として女性であるべきで、性犯罪被害者が希望した場合には男性も選べるよう常にどちらでも対応できる体制を作るべきである。また、事件化を望まない利用者に関しても、事件化を妨げるような行為が警察等の対応になかったかをしっかりと評価した上で、その他の支援先につなげるべきである。	警察庁	【計画案文】 ・警察において、性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応し、また、執務時間外においては当直等が対応した上で後に担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進する。 ・警察において、全国統一の相談専用電話「#9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮する。 また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進する。 このほか、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求や損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を実施するとともに、死亡事故等の一定の交通事故事件の被害者等から、当該交通事故等を起こした加害者に対する意見の聴取等の期日等や行政処分の結果についての問合せがあった場合に、行政処分担当課等から回答するなど、適切な対応に努める。 ・警察において、現行の「性犯罪110番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように一層努める。
258	【日本司法支援センターにおける被害者支援精通弁護士の増員】 性暴力被害者に対する支援として、被害者が被害直後から弁護士を利用できるようにするため、法テラスにおける被害者支援精通弁護士を増員してほしい。	法務省	【計画案文】 日本司法支援センターにおいて、弁護士会等と連携して、犯罪被害者支援に精通している弁護士の増加に努める。
259	【早期の弁護士による介入】 事件事故に遭うと、司法手続の中で専門的な用語が出てくることから、法の専門家である弁護士に早期に接触できることは心強い。早期の弁護士による介入を望む。	法務省	【計画案文】 日本司法支援センターにおいて、弁護士会等と連携して、犯罪被害者支援に精通している弁護士の増加に努め、被害者の個別の状況に応じた必要なサービスが提供できるよう、そのような弁護士の紹介体制の整備に努める。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
260	【被害者支援弁護士の適切な人選等】 被害者支援に精通した弁護士の質に地域差があり、適切な人選を行ってほしい。精通弁護士は、犯罪被害者等の声を聴き、その実情に対応できるようにしてほしい。被害者参加弁護士に係る報酬は、自由報酬になっているが、ある程度、基準が必要である。弁護士にもセカンドオピニオンのような制度が必要であるとともに、弁護士の中にはそれまで集めた資料も渡さない者もあり、カルテ開示のような制度が必要である。	法務省	【計画案文】 日本司法支援センターにおいて、弁護士会等と連携して、犯罪被害者支援に精通している弁護士の増加に努め、被害者の個別の状況に応じた必要なサービスが提供できるよう、そのような弁護士の紹介体勢の整備に努める。
262	【自助グループの紹介等】 同じ思いをされた遺族の自助グループ等を紹介するなど積極的に情報提供する仕組みを作ってほしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 ・ 内閣府において、関係省庁の協力を得て、政府広報や内閣府犯罪被害者等施策ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性とともに、犯罪被害者等の援助を行う民間団体の意義・活動等を広報する。 ・ 内閣府において、関係省庁の協力を得て、犯罪被害者等施策のホームページを活用し、関係法令の整備、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供を行うなど、その充実を図る。 ・ 内閣府において、犯罪被害者等の援助を行う民間団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものにあっては、その効果の波及性等も踏まえつつ、後援するほか、シンポジウム等の開催について、地方公共団体を始めとする公的機関に対して周知するとともに、SNS等の様々な媒体を活用し、広く一般に広報するなどし、民間団体の活動を支援する。また、関係省庁及び地方公共団体向けに配信している「犯罪被害者等施策メールマガジン」を、配信を希望する犯罪被害者等の援助を行う民間団体に対しても配信するなどし、関係省庁や民間団体等における犯罪被害者等のための新たな制度や取組について情報提供を行う。さらに、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の援助を行う民間団体との連携・協力の充実・強化を働きかけ、地域における途切れることのない支援の実施を促進する。
		警察庁	【計画案文】 警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行う。
		法務省	【計画案文】 ・ 法務省において、犯罪被害者等の要望に基づき、保護観察所が犯罪被害者等の援助を行う民間の団体と連携して適切な情報提供を行っているところ、引き続き、自助グループを含めた関係機関・団体等の紹介等、適切な情報提供に努める。 ・ 日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図り、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。
263	【犯罪被害者等施策に関する通知の一覧性の確保】 犯罪被害者等施策については、関係省庁で横断的に取り組まれており、それぞれから関係通達等が発出されているため、男女共同参画局の関連通知一覧のサイトのような検索ページの追加を要望する。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 内閣府において、関係省庁の協力を得て、犯罪被害者等施策のホームページを活用し、関係法令の整備、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供を行うなど、その充実を図る。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
264	【冊子・パンフレットのメディアを活用した広報等】 冊子・パンフレットはメディア等を活用して積極的に広報するとともに、外出が困難な被害者に向けたインターネットやSNSによる配信を拡大してほしい。	内閣府 (犯被、男女) 警察庁 総務省 法務省 文科省 厚労省 国交省	【計画案文】 ・ 内閣府において、関係省庁の協力を得て、犯罪被害者等施策のホームページを活用し、関係法令の整備、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供を行うなど、その充実を図る。 ・ 内閣府において、関係省庁の協力を得て、政府広報や内閣府犯罪被害者等施策ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性とともに、犯罪被害者等の援助を行う民間団体の意義・活動等を広報する。
265	【被害者側保護司の活用】 被害者側保護司の役割をより明らかにするなどし、加害者側の更生だけでなく、犯罪被害者保護・支援への理解の促進を図ってほしい。	法務省	【計画案文】 法務省において、保護観察所の被害者担当の保護観察官及び保護司による協働態勢の下で、犯罪被害者等の支援について、関係機関・団体等との連携・協力を深めるなどし、より一層適切な支援の実施に努めるとともに、被害者担当保護司の役割を含む更生保護における犯罪被害者等施策の周知に努める。
266	【被害者担当保護観察官及び保護司に対する研修の充実等】 被害者担当保護観察官及び保護司に対する研修を充実させるなどし、被害者側の保護の充実につなげてほしい。また、被害者側の保護観察官と保護司の人数を増やすとともに、加害者側の社会復帰サポートのノウハウを被害者にも活かし、被害者の社会復帰がより促進されるようにしてほしい。	法務省	【計画案文】 法務省において、被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対して、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義の実施等、犯罪被害者の置かれている現状や心情等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実に行うことを目的とした研修を実施しているところ、引き続き、研修内容の充実を図る。 また、被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司による協働態勢の下、犯罪被害者等の支援について、関係機関・団体等との連携・協力を深めるなどし、より一層適切な支援の実施に努める。
268	【海外での被害における情報提供】 海外で被害に遭った場合、関連する情報を随時提供してほしい。例えば、安否確認情報、安否不明者の捜査情報、遺体・遺品の返還に関する情報、犯人の捜索・起訴・裁判に関する情報等を提供してほしい。	警察庁	【計画案文】 外務省において、海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合、当該犯罪被害者等の要請に応じて、在外公館（大使館、総領事館）を通じ、現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報の提供を行うとともに、その他関連情報についても、当該犯罪被害者等からの要請に応じ、可能な範囲で提供しよう努める。 また、警察において外務省と連携し、海外における犯罪の被害者に関する情報の収集に努めるとともに、日本国内の遺族等や帰国する被害者等に対する支援に努める。
		外務省	【検討結果】 要望番号268に関し、在外公館において入手した関連情報については、必要に応じて被害者本人又は家族に対し随時提供している。
269	【被害に遭った場所を問わない支援の実施】 被害者家族（現地・日本国内）に対して、指定被害者支援要員の派遣、必要があれば、帰国後の住宅斡旋など国内の被害者と同様の支援をしてほしい。これらの支援は、海外での被害者も対象であることを地方公共団体や警察に周知してほしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 ・ 犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において、居住場所の確保や被害直後の生活支援策に対する取組がなされるよう、内閣府において、地方公共団体に対して啓発・情報提供を行う。 ・ 内閣府において、各都道府県内における市区町村の連携・協力の促進を図るため、都道府県による市区町村の犯罪被害者支援担当者を集めた研修の実施等に協力する。また、地方公共団体をまたいで連携・協力が必要な事案が発生した際に備えて、各地方公共団体における犯罪被害者支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を整備し、地方公共団体間の情報の共有化を促進する。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
		警察庁	【計画案文】 ・ 警察において、指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等につき添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者等に対する支援に必要な知識等についての研修、教育等の充実に努める。 ・ 外務省において、海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合、当該犯罪被害者等の要請に応じて、在外公館（大使館、総領事館）を通じ、現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報の提供を行うとともに、その他関連情報についても、当該犯罪被害者等からの要請に応じ、可能な範囲で提供しよう努める。 また、警察において外務省と連携し、海外における犯罪の被害者に関する情報の収集に努めるとともに、日本国内の遺族等や帰国する被害者等に対する支援に努める。
		外務省	【検討結果】 要望番号2691に関し、現地における被害者家族支援については、在外公館において可能な限りの支援を実施している。
270	【犯罪被害に関する調査研究】 支援技術の開発や支援施設の設置に必要なデータを集積するため、実績を持つ大学や研究機関・民間の専門機関に委託し、公費できめ細やかな調査を実施してほしい。また、警察に届け出ていない、あらゆる形態の性暴力を含めた調査、子どもや障害者、外国人など特別な配慮が必要な被害者に対する調査も必要である。	内閣府（犯被）	【計画案文】 内閣府において、関係省庁及び犯罪被害者等の援助を行う民間団体等の協力を得て、犯罪被害者等の置かれた状況等を把握するための調査を実施する方向で検討する。
		内閣府（男女）	【計画案文】 内閣府において、暴力の被害実態等を把握する調査の中で、性犯罪被害の実態についても調査を実施する。
		法務省	【計画案文】 法務省において、性犯罪被害者、子ども、障害者、外国人等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、各種犯罪による被害の動向及び犯罪被害者に関する各種施策についての調査を行う。
		厚労省	【計画案文】 児童虐待防止対策に関する必要な調査研究を実施する。
271	【犯罪被害に関する調査研究】 被害者及び加害者双方について、調査を行い、実態を把握し、被害者に必要な支援や犯罪予防・再犯防止策を実現すべきである。	内閣府（犯被）	【計画案文】 内閣府において、関係省庁及び犯罪被害者等の援助を行う民間団体等の協力を得て、犯罪被害者等の置かれた状況等を把握するための調査を実施する方向で検討する。
		内閣府（男女）	【計画案文】 内閣府において、暴力の被害実態等を把握する調査を実施する。
		法務省	【計画案文】 法務省において、性犯罪被害者、子ども、障害者、外国人等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、各種犯罪による被害の動向及び犯罪被害者に関する各種施策についての調査を行う。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
276	【諸外国の法令の調査等】 諸外国の犯罪被害者等の各種施策に関する法令・広報例etc.を積極的に調査し、国民に提供していくよう盛り込んでほしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 内閣府において、犯罪被害者等に関する調査研究を実施した場合には、当該調査の結果について、犯罪被害者等への理解を深めるための広報啓発に活用する。
		警察庁	【計画案文】 関係省庁において、諸外国の犯罪被害者支援に係る各種施策等を調査した場合には、当該調査の結果について、犯罪被害者支援への理解を深めるための広報啓発に活用する。 ※ 関係省庁とは、犯罪被害者等施策推進会議を構成する関係省庁を指す。
		総務省	【検討結果】 特段の取組なし。
		法務省	【計画案文】 法務省において、諸外国における犯罪被害者等に関する法制度や各種施策の調査を必要に応じて実施し、国民に提供すべきものがあるときは、その調査結果等を公表する。
		文科省	【検討結果】 特に盛り込むべき内容なし。
		厚労省	【検討結果】 必要に応じて、他の省庁が実施する施策や取組に協力する。
		国交省	【検討結果】 必要に応じて、他の省庁が実施する施策や取組に協力する。
286	【預保納付金の新たな活用方法】 まごころ奨学金制度にあつては、文科省が無利息の奨学金対象者枠を更に拡大する方向で検討を開始するなど、その存在意義が薄くなっている。したがって、犯罪被害直後の緊急時一時金の支給の財源としたり、民間支援団体に対する活動資金の援助とする方が、社会的意義が高い。預保納付金の利用方法につき見直しが必要である。	内閣府 (犯被、経済 社会システム) 警察庁 金融庁	【検討中】 第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込むかどうかも含めて現在検討中である。
287	【税制上の優遇措置に関する周知】 被害者支援を行う一定の民間団体に対する寄附にあつては、税制上の優遇措置を受けられるにも関わらず、広く国民に知れ渡っていない。大規模災害に対する寄附金等と同様に、税制上の優遇措置を受けられる旨、広く国民に広報してほしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 内閣府において、関係省庁の協力を得て、政府広報や内閣府犯罪被害者等施策ホームページ、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性とともに、犯罪被害者等の援助を行う民間団体の意義・活動等を広報する。
		内閣府 (市民活動推進)	【計画案文】 内閣府において、累次の改正により拡充されている寄附税制の活用促進や特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の円滑な施行に努める。また、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人等も含めた全国の特定非営利活動法人の情報を検索できるホームページの管理・運用を行うなど、市民活動に関する情報提供に努める。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
		警察庁	【計画案文】 内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。
288	【被害者支援センターにおける支援の充実】 被害者支援センターにあつては、被害者や遺族の声を十分に聞き、これらを受けて活動し、真に被害者に寄り添うことができる組織になってほしい。	警察庁	【計画案文】 ・ 警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間団体との連携の一層の強化を図る。 ・ 都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対して改善命令を始めとする指導を行う。その他の民間被害者支援団体に対しても、適切な支援活動が行われるよう、その運営及び活動に協力する。
289	【被害者支援団体による支援の実態調査】 内閣府において、全国の犯罪被害者支援団体による支援の質・量について実態調査を行い、各団体の実績を公表するとともに、支援に不公平な事態が生じないよう適切な指導監督を行ってほしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 内閣府において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般(必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等)をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。また、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体職員のほか民間支援員も参加する研修の実施に努める。
		警察庁	【計画案文】 ・ 警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間団体との連携の一層の強化を図る。 ・ 都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対して改善命令を始めとする指導を行う。その他の民間被害者支援団体に対しても、適切な支援活動が行われるよう、その運営及び活動に協力する。
291	【犯罪被害者等早期援助団体に対する指導】 犯罪被害者等早期援助団体の中には、一定レベルの支援を維持できていない団体が存在しており、早急な指導が必要である。認定した後も、年度ごとに検証を行うなどしてほしい。また、犯罪被害者等早期援助団体と自助グループとの連携による支援ができるようにしてほしい。	警察庁	【計画案文】 ・ 警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間団体との連携の一層の強化を図る。 ・ 都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対して改善命令を始めとする指導を行う。その他の民間被害者支援団体に対しても、適切な支援活動が行われるよう、その運営及び活動に協力する。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
306	【犯罪被害者支援窓口の名称の統一】 支援担当窓口の名称が地方公共団体間や省庁間で異なると、犯罪被害者等は探すだけでも苦勞することになる。犯罪被害者支援に関わる機関の窓口の名称を統一して欲しい。被害者等の利用者に分かりやすい窓口を設置してほしい。窓口職員の被害者に対する理解を促進してほしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 ・ 内閣府において、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状況等について定期的に確認するとともに、市町村に対し、犯罪被害者等に関する適切な情報提供を行う総合的対応窓口の設置を要請する。また、既に総合的対応窓口を設置している地方公共団体も含めた全ての地方公共団体に対し、ホームページにおける犯罪被害者支援に関するサイトの充実等により、犯罪被害者等のみならず地域住民一般に総合的対応窓口を始め地域で利用できる相談機関や各種制度等を周知するように要請する。 ・ 内閣府において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。
		内閣府 (男女)	【計画案文】 内閣府において、二次被害を防止し、適切な被害者支援を行うための相談員の質の向上・維持のための研修を実施する。
		警察庁	【計画案文】 ・ 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。 ・ 警察において、全国統一の相談専用電話「＃9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮する。 また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進する。 このほか、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求や損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を実施するとともに、死亡事故等の一定の交通事故事件の被害者等から、当該交通事故等を起こした加害者に対する意見の聴取等の期日等や行政処分の結果についての問合せがあった場合に、行政処分担当課等から回答するなど、適切な対応に努める。 ・ 警察において、少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと、困りごとの相談を受け付けるための窓口が、関係機関への十分な引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応をするよう努めていくとともに、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称での電話による相談窓口の設置や、フリーダイヤル、電子メールによる相談の導入等により、被害少年が相談しやすい環境の整備を図る。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
			・ 警察において、現行の「性犯罪110番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように一層努める。 ・ 警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を含む専門的な研修、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図る。
		法務省	【計画案文】 ・ 法務省において、更生保護官署職員及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対し、犯罪被害者等やその支援に携わる者による講義等を実施することにより、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深める研修を実施しているところ、今後も引き続き研修内容の充実を図っていく。 ・ 法務省において、人権擁護機関が実施する人権相談、人権侵犯事件の調査救済制度について、引き続き、周知を図る。また、人権相談に際して、相談者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層研修の充実を努めていく。 ・ 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、プライバシー保護の措置等の二次的被害の防止のための方策等の研修を実施する。
		厚労省	【検討結果】 必要に応じて、他の省庁が実施する施策や取組に協力する。
		文科省	【検討結果】 特に盛り込むべき内容なし。
307	【被害者ノートの活用】 被害者ノートの必要性及び配布方法等について、警察、地方公共団体、民間支援団体、法テラス等で検討してほしい。市町村の犯罪被害者等に関する総合的対応窓口も、生活支援を中心に中長期的に犯罪被害者等に関わるため、配布元として重要である。犯罪被害者が被害者ノートを必要とした際に、簡便に入手できるようにしておく必要がある。また、被害者ノートについて、被害者のほか、支援に関わる方々への活用を普及してほしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 ・ 内閣府において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。 ・ 内閣府において、関係省庁の協力を得て、政府広報や内閣府犯罪被害者等施策ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性とともに、犯罪被害者等の援助を行う民間団体の意義・活動を広報する。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
		警察庁	【計画案文】 警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等に役立つ制度、犯罪被害者支援に係る諸機関・団体の連絡先を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による犯罪被害者等支援施策の紹介を含め、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布を更に徹底するとともに、それらの情報をウェブサイトにおいても紹介する。
		法務省	【計画案文】 日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図り、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
309	【被害者等への理解を深める教育の推進】 学校教育の中で小学生の頃から被害者等への理解を深める教育を推進してほしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 内閣府において、犯罪被害者等に関する国民の意識について実態把握を行い、犯罪被害者支援に対する国民の関心を高めるよう、学校や民間企業等の協力を得るなどし、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者支援の重要性等について、効果的な広報啓発を行う。また、犯罪被害者支援に関する標語を広く募集するなどし、国民が犯罪被害者支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、訴えかけたい対象等に応じた効果的な広報啓発ができるよう、幅広く民間企業等に協力を要請する。
		警察庁	【計画案文】 警察において、教育委員会等関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成等に努めるほか、広く国民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。
		法務省	【計画案文】 法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由などを傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、平成17年5月に発足した法教育推進協議会を通じた取組に努める。
		文科省	【計画案文】 文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。
310	【学校教育における犯罪被害者等による講演の実施】 学校教育の中で、年1回「生命の授業」として犯罪被害者等による講演時間を盛り込んでほしい。	警察庁	【計画案文】 警察において、教育委員会等関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成等に努めるほか、広く国民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。
		文科省	【検討結果】 反映せず。 理由：各学校における具体的な取組は、各学校の判断により実施するものであるため。
311	【学校における生命(いのち)のメッセージ展の開催】 小中高校での学校教育の中に、民間団体が行っているパネル展示の取組を組み入れてほしい。 そのパネル展示と並行して、教職員や生徒・保護者に、参加遺族の生の声を聞いてもらう機会を作ってほしい。 また、文部科学省においては、学校や教育機関の教師、スクールカウンセラー等と同取組への理解が深まるようにしてほしい。	警察庁	【計画案文】 警察において、教育委員会等関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成等に努めるほか、広く国民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
		文科省	【検討結果】 反映せず。 理由：各学校における具体的な取組は、各学校の判断により実施するものであるため。
312	【犯罪被害者の人権を中心に据えた人権教育の取組強化】 被害者施策は「支援」だけが独り歩きしては、被害者が再び置き去りにされてしまう。犯罪被害者の人権を中心に据えた人権教育の取組を強化することは地道な取組だが、欠かすことのできないものである。	文科省	【計画案文】 文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)に基づき、犯罪被害者等の権利問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。
313	【人権教育等を踏まえた性教育等の徹底】 命の大切さや人権教育を踏まえた性教育の徹底を図る。また、性犯罪被害に遭った時の相談先等の教育をしてほしい。	文科省	【計画案文】 文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)に基づき、犯罪被害者等の権利問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。
314	【民間団体のプログラムを取り入れた学習指導要領】 子どもへの暴力防止やデートDV防止等実績のある民間団体が行っているプログラムを学習指導要領の中に取り入れ、必ず実施してほしい。また、親や教師から犯罪被害に遭っている子どもがいることを踏まえた内容にしてほしい。	文科省	【検討結果】 反映しない。 理由：学習指導要領は学校が編成する教育課程の大綱的な基準であり、また、ご指摘の点については教育課程上の問題に限るものでもない。そのため、ご要望の内容は、学習指導要領の趣旨になじまないものであり、反映しない。
315	【いじめ等から子どもを救うためのアンケートの実施】 学校でのいじめ及び家庭内での虐待を受けている子ども達を救うため、保育園・幼稚園・小学校・中学校で子ども達に対するアンケートを実施してほしい。アンケート内容は、子ども目線での内容とし、項目に挙げる内容自体をまず子ども達に聴くように努めてほしい。	文科省	【検討結果】 反映せず。 理由：いじめ防止対策推進法及び「いじめの防止等のための基本的な方針」において、いじめの早期発見に資するため、学校にいて定期的なアンケート調査等を実施するよう定められている上に、文部科学省では、協議会や研修の場を通じ、同法や基本方針の周知徹底を行っており、本要望については措置が完了しているものとする。 なお、本要望の内容も踏まえつつ、引き続き、いじめの防止等への取組を推進する。
		厚労省	【検討結果】 必要に応じて、他の省庁が実施する施策や取組に協力する。
316	【警察による「命の大切さを学ぶ教室」の実施】 学校教育における「命の大切さを学ぶ教室」にあつては、広く若い人に被害者の思いを伝える場であり、これが警察の事業の中に位置付けられ、継続されていることは被害者等の大きな励みになっている。	警察庁	【計画案文】 警察において、教育委員会等関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成等に努めるほか、広く国民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
319	【内閣府による啓発事業等の実施】 内閣府においては、毎年度、東京及び複数の地域で啓発事業や研修事業を実施しているが、犯罪被害者等の置かれている状況や心情等についての国民全体の一層の理解が必要であることから、引き続き、地方における啓発事業や研修事業を充実させてほしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 ・ 内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。また、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請する。 ・ 内閣府において、関係省庁のほか、犯罪被害者支援に関わりの深い医療、福祉、教育、法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対して積極的に犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性等に関する広報啓発を実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。 ・ 内閣府において、犯罪被害者等に関する国民の意識について実態把握を行い、犯罪被害者支援に対する国民の関心を高めるよう、学校や民間企業等の協力を得るなどし、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者支援の重要性等について、効果的な広報啓発を行う。また、犯罪被害者支援に関する標語を広く募集するなどし、国民が犯罪被害者支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、訴えかけたい対象等に応じた効果的な広報啓発ができるよう、幅広く民間企業等に協力を要請する。 ・ 内閣府において、関係省庁の協力を得て、政府広報や内閣府犯罪被害者等施策ホームページ、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性とともに、犯罪被害者等の援助を行う民間団体の意義・活動等を広報する。 ・ 内閣府において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。
323	【性暴力禁止に係る広報啓発】 「性暴力禁止」の広報啓発を強く望む。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 内閣府において、関係省庁の協力を得て、政府広報や内閣府犯罪被害者等施策ホームページ、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性とともに、犯罪被害者等の援助を行う民間団体の意義・活動等を広報する。
		内閣府 (男女)	【計画案文】 内閣府において、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するため、関係省庁、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携・協力し、広報啓発活動を実施する。
		警察庁	【計画案文】 内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
324	【女性に対する暴力禁止に係る広報】 アメリカ政府が出した「1 is 2 Many PSA」動画は、社会的地位が高く影響力のある男性達が、女性への暴力は決して許してはいけなと語りかけるインパクトのあるものだった。日本でも実施すると社会の意識が変わると思う。	内閣府 (男女)	【計画案文】 内閣府において、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するため、関係省庁、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携・協力し、広報啓発活動を実施する。
325	【性犯罪被害者に対する情報提供】 性暴力被害者に情報提供するための大規模なキャンペーンを定期的に行う。 情報提供の在り方を工夫し、携帯やスマホ等からアクセスしやすくする。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 ・ 内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。また、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請する。 ・ 内閣府において、関係省庁の協力を得て、犯罪被害者等施策のホームページを活用し、関係法令の整備、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供を行うなど、その充実を図る。 ・ 内閣府において、関係省庁の協力を得て、政府広報や内閣府犯罪被害者等施策ホームページ、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性とともに、犯罪被害者等の援助を行う民間団体の意義・活動等を広報する。 ・ 内閣府において、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状況等について定期的に確認するとともに、市町村に対し、犯罪被害者等に関する適切な情報提供を行う総合的対応窓口の設置を要請する。また、既に総合的対応窓口を設置している地方公共団体も含めた全ての地方公共団体に対し、ホームページにおける犯罪被害者支援に関するサイトの充実等により、犯罪被害者等のみならず地域住民一般に総合的対応窓口を始め地域で利用できる相談機関や各種制度等を周知するよう要請する。
		内閣府 (男女)	【計画案文】 内閣府において、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するため、関係省庁、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携・協力し、広報啓発活動を実施する。また、暴力被害者に対する支援情報等をホームページ等で提供する。
		警察庁	【計画案文】 内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
326	【世界道路交通事故犠牲者の日における啓蒙活動】 世界道路交通事故犠牲者の日(11月第3日曜日)は、国連が2005年に決議して、推奨されている行事である。日本でも、国レベルで被害者団体とともに啓蒙活動ができるような方向性で取り組んでほしい。	内閣府 (交通)	【検討結果】 (困難) 政府においては、長年春・秋の全国交通安全運動を実施しており、国民の間にも広く定着しているところである。また、交通安全関連行事の中で黙とうを行うなど、交通事故被害者への哀悼の意を示しているところであり、世界道路交通事故犠牲者の日に国レベルで更に啓蒙活動を行うことは困難である。 ただし、複数の交通事故被害者等の団体において、世界道路交通事故犠牲者の日にちなんだ取り組みが行われていることも承知しており、今後、このような取り組みが行われる場合には、その内容等について所要の検討を行ったうえで、必要に応じて協力して参りたい。
327	【各種媒体を活用した若者に対する情報提供】 被害に遭う未成年者が増えていることから、若者に情報が届きやすくするため、スマホや携帯電話等を活用した情報提供を行う。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 ・ 内閣府において、関係省庁の協力を得て、犯罪被害者等施策のホームページを活用し、関係法令の整備、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供を行うなど、その充実を図る。 ・ 内閣府において、関係省庁の協力を得て、政府広報や内閣府犯罪被害者等施策ホームページ、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性とともに、犯罪被害者等の援助を行う民間団体の意義・活動等を広報する。 ・ 内閣府において、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状況等について定期的に確認するとともに、市町村に対し、犯罪被害者等に関する適切な情報提供を行う総合的対応窓口の設置を要請する。また、既に総合的対応窓口を設置している地方公共団体も含めた全ての地方公共団体に対し、ホームページにおける犯罪被害者支援に関するサイトの充実等により、犯罪被害者等のみならず地域住民一般に総合的対応窓口を始め地域で利用できる相談機関や各種制度等を周知するよう要請する。
		内閣府 (男女)	【計画案文】 内閣府において、「女性に対する暴力をなくす運動」等の広報啓発を実施するとともに、暴力被害者に対する支援情報等をホームページ等で提供する。
		警察庁	【計画案文】 ・ 警察庁において、スマートフォン等からのアクセスが可能な媒体を始めとする各種広報媒体を活用し、少年の犯罪被害の防止等に向けた情報提供に努める。 ・ 内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。
		総務省	【検討結果】 特段の取組なし。
		法務省	【計画案文】 日本司法支援センターにおいて、様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、ソーシャルネットワーキングサービス等のメディア媒体を活用した広報活動を実施する。
		文科省	【検討結果】 特に盛り込むべき内容なし。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
		厚労省	【計画案文】 厚生労働省において、児童虐待の範囲、現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知させるため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間に、ポスター等の作成及び全国フォーラムの開催など集中的な広報啓発活動を実施する。
		国交省	【検討結果】 必要に応じて、他の省庁が実施する施策や取組に協力する。
328	【SNS の活用による情報提供】 情報提供について、SNS の活用を盛り込むべきである。ツイッター等も一方通行的な投稿ではなく、双方向の対話ができるような工夫が必要であり、特に若年者用のLINE も開設すべきである。「これって犯罪？」的な簡易の質問にも答えられるようなSNS に関する体制の早急な構築が望まれる。相談を受ける側の対等な対応を担保するため、若年層、またはそれに近い年齢層の支援者を配置すべきである。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 ・ 内閣府において、関係省庁の協力を得て、政府広報や内閣府犯罪被害者等施策ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性とともに、犯罪被害者等の援助を行う民間団体の意義・活動等を広報する。 ・ 内閣府において、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状況等について定期的に確認するとともに、市町村に対し、犯罪被害者等に関する適切な情報提供を行う総合的対応窓口の設置を要請する。また、既に総合的対応窓口を設置している地方公共団体も含めた全ての地方公共団体に対し、ホームページにおける犯罪被害者支援に関するサイトの充実等により、犯罪被害者等のみならず地域住民一般に総合的対応窓口を始め地域で利用できる相談機関や各種制度等を周知するよう要請する。
		内閣府 (男女)	【計画案文】 内閣府において、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないようにするため、若年層に対する予防啓発を拡充する。
		警察庁	【計画案文】 内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。
		総務省	【検討結果】 特段の取組なし。
		法務省	【計画案文】 日本司法支援センターにおいて、様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、ソーシャルネットワーキングサービス等のメディア媒体を活用した広報活動を実施する。
		文科省	【検討結果】 特に盛り込むべき内容なし。
		厚労省	【検討結果】 必要に応じて、他の省庁が実施する施策や取組に協力する。
		国交省	【検討結果】 必要に応じて、他の省庁が実施する施策や取組に協力する。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
329	【県民報・市民報の活用】 犯罪被害者等に対する国民の理解を深めるため、県民報・市民報を更に活用し、それらに最も目を通す可能性が高い高齢者から順次、より若い家族達に伝わっていくようにしてほしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 内閣府において、関係省庁の協力を得て、政府広報や内閣府犯罪被害者等施策ホームページ、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性とともに、犯罪被害者等の援助を行う民間団体の意義・活動等を広報する。
330	【パンフレット・冊子類等の一覧の作成】 内閣府を始めとする各省庁で犯罪被害者等に向けての各種パンフレット・冊子類等の作成及び配布がなされている。それらパンフレット・冊子類等について、一目で判り易い一覧にしたものを作成するよう盛り込んでほしい。その場合、まず大人向け・子ども向けに大別し、更に犯罪内容の大まかな大別や作成省庁を記した一覧にしてほしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 内閣府において、関係省庁の協力を得て、犯罪被害者等施策のホームページを活用し、関係法令の整備、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供を行うなど、その充実を図る。
331	【内閣府が発信するメルマガの被害者団体への配信】 各地方公共団体に向けては内閣府がメールマガジンを発信し、各地方公共団体における先進的な取組事例等の情報共有が促進されている。このような情報は、被害者団体にも必要である。希望する団体は、内閣府が発信するメルマガの配信先に加えてほしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 内閣府において、犯罪被害者等の援助を行う民間団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものにあっては、その効果の波及性等も踏まえつつ、後援するほか、シンポジウム等の開催について、地方公共団体を始めとする公的機関に対して周知するとともに、SNS等の様々な媒体を活用し、広く一般に広報するなどし、民間団体の活動を支援する。また、関係省庁及び地方公共団体向けに配信している「犯罪被害者等施策メールマガジン」を、配信を希望する犯罪被害者等の援助を行う民間団体に対しても配信するなどし、関係省庁や民間団体等における犯罪被害者等のための新たな制度や取組について情報提供を行う。さらに、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の援助を行う民間団体との連携・協力の充実・強化を働きかけ、地域における途切れることのない支援の実施を促進する。
332	【民間団体に対する情報伝達】 各民間団体に情報が行き渡るように、任意登録(メルマガ)の情報伝達システムを内閣府推進室の中に作ってほしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 内閣府において、犯罪被害者等の援助を行う民間団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものにあっては、その効果の波及性等も踏まえつつ、後援するほか、シンポジウム等の開催について、地方公共団体を始めとする公的機関に対して周知するとともに、SNS等の様々な媒体を活用し、広く一般に広報するなどし、民間団体の活動を支援する。また、関係省庁及び地方公共団体向けに配信している「犯罪被害者等施策メールマガジン」を、配信を希望する犯罪被害者等の援助を行う民間団体に対しても配信するなどし、関係省庁や民間団体等における犯罪被害者等のための新たな制度や取組について情報提供を行う。さらに、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の援助を行う民間団体との連携・協力の充実・強化を働きかけ、地域における途切れることのない支援の実施を促進する。
333	【国連の子どもの権利条約に基づく視点をもった教育】 国連の子どもの権利条約に基づく視点をもった教育が必要である。教職員育成カリキュラムにおいて、「生命・身体・自由の尊重」に関する科目を必修にしてほしい。	文科省	【検討結果】 御要望の内容につきましては既に対応済みであると考えます。 教員養成課程においては、従来すべての者に対して日本国憲法の履修を義務づけており、この中で生命、身体、自由の尊重などを含む基本的人権についての認識が深められているところです。 また、「道徳の指導法」や「生徒指導の理論及び方法」、「教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む」の理論及び方法等の必修科目においても、各大学においては、それぞれの判断により、生命、身体、自由の尊重についての内容を含めた授業科目を開設しているところです。
335	【交通事故被害者に関する統計の周知】 内閣府の交通事故に関する統計に後遺障害者数を併記するとともに、負傷者数についてその内訳(軽傷・重傷の別、障害認定を受けている者)を記載してほしい。物損件数も記載してほしい。また、警察庁の統計を内閣府のものと同内容にしてほしい。	内閣府 (犯被)	【計画案文】 内閣府において、犯罪被害者白書及び交通安全白書における交通被害者に関する統計について、掲載の充実を図る。

要望番号	要望事項	関係省庁	検討結果
		内閣府 (交通)	【計画案文】 交通安全白書において、交通事故負傷者数の重傷・軽傷の内訳を掲載し、統計データの充実を図っていく。
		警察庁	【計画案文】 警察において、国民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図れるよう、事故類型、軽傷・重傷の別、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知を図る。